

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年11月第2回訂正分)

株式会社エルテス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年11月18日に関東財務局長に提出し、平成28年11月19日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年10月24日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年11月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し98,500株(引受人の買取引受による売出し66,100株・オーバーアロットメントによる売出し32,400株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項がブックビルディングの結果、平成28年11月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

| 指定する販売先(親引け先) | 株式数 | 目的 |
|---------------|---------------|---------|
| エルテス社員持株会 | <u>7,200株</u> | 福利厚生のため |

なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成28年11月17日に決定された引受価額(1,646.80円)にて、当社と元引受契約を締結した引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,790円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「118,680,000」を「123,510,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「118,680,000」を「123,510,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,790」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,646.80」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3. 」を「823.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4. 」を「1株につき1,790」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,650円～1,790円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,790円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,646.80円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,790円)と会社法上の払込金額(1,402.50円)及び平成28年11月17日に決定された引受価額(1,646.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は823.40円(増加する資本準備金の額の総額123,510,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,646.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：2 引受人は新株式払込金として、平成28年11月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,646.80円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき143.20円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と平成28年11月17日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「237,360,000」を「247,020,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「234,990,000」を「244,650,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額244,650千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限53,356千円の使用については、質の高いサービスの安定的提供と市場ニーズを掘り起こす新規ビジネスの創出による継続的かつ安定的な事業拡大を通じて、社会への貢献と健全な成長を図るため、以下を予定しております。

- ① 各種サービスの認知獲得及び知名度向上のため、広告宣伝活動及び広報活動、Webサイトリニューアル費用として、平成29年2月期に10,000千円、平成30年2月期に30,000千円を充当する予定であります。
- ② 経営基盤強化のため、優秀な人材の採用と継続的な育成を目的とした採用費及び人件費として、平成29年2月期に30,000千円を充当する予定であります。
- ③ 情報セキュリティ強化、事業運営の安定化及び業務効率化を目的としたシステムインフラの増強費用及びソフトウェア等の取得費用として、平成29年2月期に15,000千円、平成30年2月期に15,000千円を充当する予定であります。
- ④ 本社機能の強化のためのオフィス移転及び構築費用として、平成29年2月期に70,000千円を充当する予定であります。
- ⑤ 顧客ニーズに応えるための既存サービスの拡充や潜在的なニーズのための新サービス設計及び構築費用として、平成29年2月期に20,000千円、平成30年2月期30,000千円を充当いたします。
- ⑥ 不正等の予知・検知サービスの専門性を持ったパートナーとの連携を推進するための資金として78,006千円を平成29年2月期以降に充当する予定であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はございません。

具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまで安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年11月17日に決定された引受価額(1,646,80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,790円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「113,692,000」を「118,319,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「113,692,000」を「118,319,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「1,790」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,646,80」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき1,790」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3. 」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 66,100株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき143,20円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成28年11月17日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「55,728,000」を「57,996,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「55,728,000」を「57,996,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,790」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,790」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成28年11月17日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である菅原貴弘(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年10月24日及び平成28年11月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式32,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|----------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 32,400株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき1,402.50円 |
| 割当価格 | 「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注) |
| 払込期日 | 平成28年12月30日(金) |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号 |

(注) 割当価格は、平成28年11月17日に1,646.80円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成28年12月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数(32,400株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である菅原貴弘、当社株主かつ当社役員である松林篤樹、紺野祐樹、奥山成美、高橋宜治、本橋広行、当社株主である株式会社TSパートナーズ、五十嵐洋次は、株式会社SBI証券(主幹事会社)に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日(当日を含む)から起算して90日目の平成29年2月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である宮前幸央、NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社、株式会社アドベンチャー、八木理恵子は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して90日目の平成29年2月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要領」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主であるエルテス社員持株会は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して180日目の平成29年5月27日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して180日目の平成29年5月27日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成29年5月27日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

| | |
|------------------|---|
| a. 親引け先の概要 | エルテス社員持株会(理事長 安達 亮介) 東京都港区新橋5-14-10 |
| b. 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| c. 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| d. 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 7,200株 |
| e. 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| f. 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| g. 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成28年11月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,790円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年10月24日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年11月第1回訂正分)

株式会社エルテス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年11月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年10月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年11月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し98,500株(引受人の買取引受による売出し66,100株・オーバーアロットメントによる売出し32,400株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

| 指定する販売先(親引け先) | 株式数 | 目的 |
|---------------|----------|---------|
| エルテス社員持株会 | 上限7,200株 | 福利厚生のため |

なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成28年10月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式32,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成28年11月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年11月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,402.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「206,550,000」を「210,375,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「206,550,000」を「210,375,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「111,780,000」を「118,680,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「111,780,000」を「118,680,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1.650円~1.790円)の平均価格(1.720円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は258,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,402.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1.650円以上1.790円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年11月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,402.50円)及び平成28年11月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,402.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券115,200、みずほ証券株式会社21,600、SMB C日興証券株式会社2,200、岡三証券株式会社2,200、香川証券株式会社2,200、極東証券株式会社2,200、マネックス証券株式会社2,200、藍澤証券株式会社1,100、東洋証券株式会社1,100」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年11月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「223,560,000」を「237,360,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「221,190,000」を「234,990,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,650円～1,790円)の平均価格(1,720円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額234,990千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限51,270千円の使途については、質の高いサービスの安定的提供と市場ニーズを掘り起こす新規ビジネスの創出による継続的且つ安定的な事業拡大を通じて、社会への貢献と健全な成長を図るため、以下を予定しております。

- ① 各種サービスの認知獲得及び知名度向上のため、広告宣伝活動及び広報活動、Webサイトリニューアル費用として、平成29年2月期に10,000千円、平成30年2月期に30,000千円を充当する予定であります。
- ② 経営基盤強化のため、優秀な人材の採用と継続的な育成を目的とした採用費及び人件費として、平成29年2月期に30,000千円を充当する予定であります。
- ③ 情報セキュリティ強化、事業運営の安定化及び業務効率化を目的としたシステムインフラの増強費用及びソフトウェア等の取得費用として、平成29年2月期に15,000千円、平成30年2月期に15,000千円を充当する予定であります。
- ④ 本社機能の強化のためのオフィス移転及び構築費用として、平成29年2月期に70,000千円を充当する予定であります。
- ⑤ 顧客ニーズに応えるための既存サービスの拡充や潜在的なニーズのための新サービス設計及び構築費用として、平成29年2月期に20,000千円、平成30年2月期30,000千円を充当いたします。
- ⑥ 不正等の予知・検知サービスの専門性を持ったパートナーとの連携を推進するための資金として66,260千円を平成29年2月期以降に充当する予定であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はございません。

具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまで安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「107,082,000」を「113,692,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「107,082,000」を「113,692,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,650円～1,790円)の平均価格(1,720円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「52,488,000」を「55,728,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「52,488,000」を「55,728,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,650円～1,790円)の平均価格(1,720円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である菅原貴弘(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年10月24日 及び平成28年11月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式32,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|----------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 32,400株 |
| 募集株式の払込金額 | <u>1株につき1,402,50円</u> |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 平成28年12月30日(金) |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号 |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成28年12月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である菅原貴弘、当社株主かつ当社役員である松林篤樹、紺野祐樹、奥山成美、高橋宜治、本橋広行、当社株主である株式会社TSパートナーズ、五十嵐洋次は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して90日目の平成29年2月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である宮前幸央、NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社、株式会社アドベンチャー、八木理恵子は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して90日目の平成29年2月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要領」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主であるエルテス社員持株会は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して180日目の平成29年5月27日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して180日目の平成29年5月27日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成29年5月27日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

| | |
|------------------|--|
| a. 親引け先の概要 | エルテス社員持株会(理事長 安達 亮介) 東京都港区新橋5-14-10 |
| b. 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| c. 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| d. 親引けしようとする株式の数 | 未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、7,200株を上限として、平成28年11月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。） |
| e. 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| f. 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| g. 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日(平成28年11月17日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の 割合(%) | 本募集及び引受 | 本募集及び引受 |
|--------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|---|
| | | | | 人の買取引受に よる売出し後の 所有株式数(株) | 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
| 菅原 貴弘 | 東京都港区 | 711,600 | 29.41 | 711,600 | 27.69 |
| ㈱TSパートナーズ | 東京都港区新橋5-4- 2-1401 | 254,200 (160,000) | 10.51 (6.61) | 254,200 (160,000) | 9.89 (6.23) |
| ㈱産業革新機構 | 東京都千代田区丸の内 1-4-1 | 250,000 | 10.33 | 250,000 | 9.73 |
| 宮前 幸央 | シンガポール国 | 100,000 | 4.13 | 100,000 | 3.89 |
| NTTインベストメン ト・パートナーズ ファンド投資事業組合 | 東京都港区赤坂1-12- 32 | 83,300 | 3.44 | 83,300 | 3.24 |
| 瓜生 健太郎 | 東京都文京区 | 75,900 | 3.14 | 75,900 | 2.95 |
| ㈱電通 | 東京都港区東新橋1- 8-1 | 62,500 | 2.58 | 62,500 | 2.43 |
| NTTコム オンライン ・マーケティング・ ソリューション㈱ | 東京都品川区大崎1- 5-1 | 60,000 | 2.48 | 60,000 | 2.33 |
| みずほ成長支援 投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区内幸町 1-2-1 | 50,000 | 2.07 | 50,000 | 1.95 |
| ㈱アドベンチャー | 東京都港区白金台2- 26-10 | 50,000 | 2.07 | 50,000 | 1.95 |
| 計 | = | 1,697,500 (160,000) | 70.16 (6.61) | 1,697,500 (160,000) | 66.06 (6.23) |

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年10月24日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年10月24日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(7,200株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。



eltes

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成28年10月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式206,550千円(見込額)の募集及び株式107,082千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式52,488千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年10月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

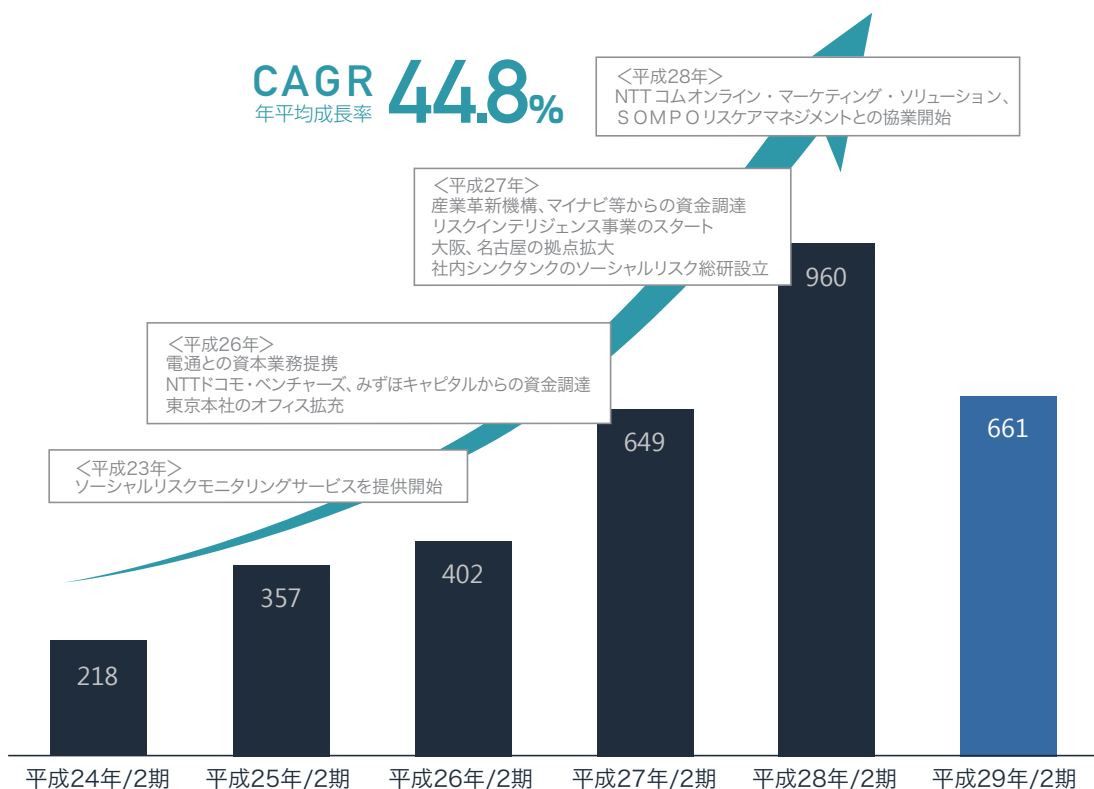
株式会社エルテス

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は平成19年にソーシャルリスク事業をスタートし、着実な成長を続けて参りました。
特に、過去5年においては平均40%強の売上成長を継続し、着実に市場開拓を遂げていま
す。

単位：百万円



(注) 当社は、ソーシャルリスク事業を開発し展開してきた旧(株)エルテスを、平成26年に吸収合併し、事業を継承しております。このため、平成24年/2期、平成25年/2期、平成26年/2期は旧(株)エルテスの売上高を記載しております。

2 事業の内容

“リスクを解決する社会インフラの創出”を目指して

当社は、「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、リスクに特化したビッグデータ解析技術を基に、企業を中心としたあらゆる組織が晒されるリスクを解決するためのソリューションを提供しております。スマートフォンやSNSの普及に伴い、いつでも誰でもインターネット上での情報発信ができることになりコミュニケーションは多様化しました。他方でその発展の副作用から、情報漏洩や不適切な投稿等に伴う、ネット炎上等で被害を受ける個人や企業が後を絶たない状況にあり、重要なインフラストラクチャーとしてのインターネットの信頼性を回復させることが社会的な重要課題となっております。

当社は、データ解析技術とコンサルティングを通して、このようなデジタルリスクを解決し、社会的な課題を解決し、社会の危機を未然に防ぐことを目指しております。



デジタルリスク



ネット炎上

- ・24時間365日体制でクライアントの情報をモニタリングし、炎上の火種を早期検知します。また検知するだけでなく、その後の対処方針についてもアドバイスを提供します。

リスク
モニタリング



レピュテーション改善

- ・炎上などの危機後には、Web上に情報が残ることで企業のレピュテーションに悪影響を与えます。それを改善するための情報発信を促すなどのコンサルティングサービスを提供します。

リスク
コンサルティング



情報漏洩

- ・企業のPCログデータを収集し、正規化した上で分析することで情報漏洩の予兆を捉えます。
- ・PC紛失の際などにWeb上に情報流出がないかをモニタリングします。

リスク
インテリジェンス

リスク
モニタリング



金融犯罪

- ・膨大な取引データから不正送金やインサイダー取引を発見するためにビッグデータを可視化するビジュアライズツールを提供しています。

リスク
インテリジェンス



テロ

- ・SNSを使ったテロ予告を早期検知する目的で伊勢志摩サミットでもサービスを提供しました。
- ・SNS等のオープンデータと公的機関が持つデータを組み合わせたテロ予兆等のサービス開発を行っています。

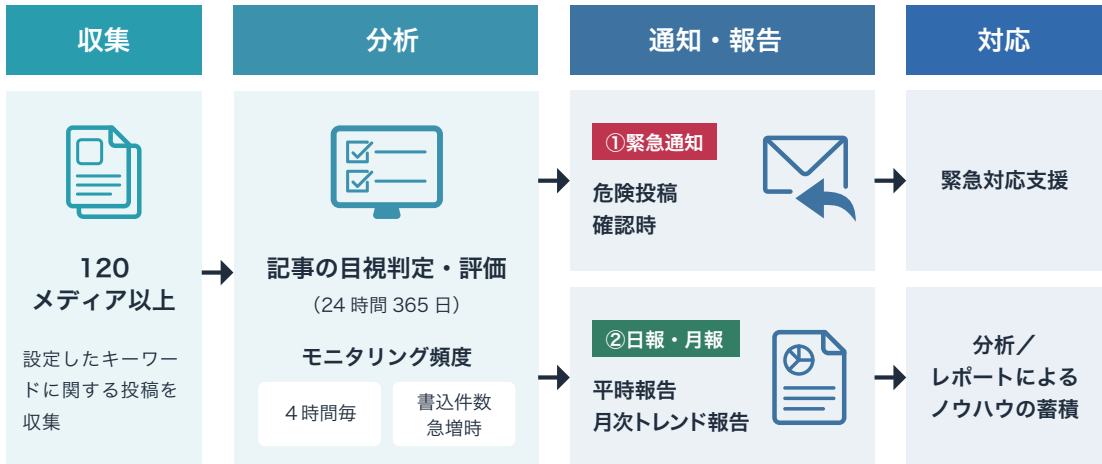
リスク
モニタリング

リスク
インテリジェンス

3 主要なサービス

データ収集→予兆→リスク分析→解決のためのコンサルティングを
ワンストップで提供

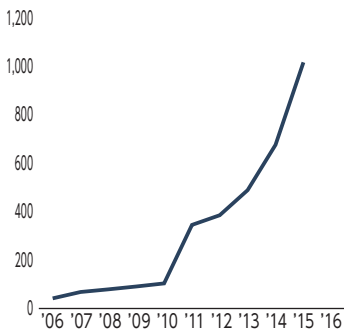
24時間365日体制の監視により、リスクを未然に防ぐだけでなく、実際にリスクを検知した場合には、その後どのような対応をすべきかを専任のコンサルタントがアドバイスを行います。ソーシャルメディアの監視から緊急対応、その後の対策まで、顧客のリスクマネジメントを一貫してワンストップで支援いたします。



当サービスの背景

SNSの普及率の高まりにより、ネット炎上は大きく増加しています。このような新しいリスクに対する備えが必要とされています。

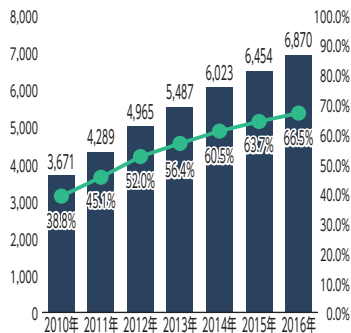
国内における
ネット炎上^{*}件数の推移



出典：Twitter等のデータに基づき当社作成

^{*}Twitterで50回以上のリツイートがされ、特定のまとめサイトにまとめられたものから当社が“炎上”としたもの

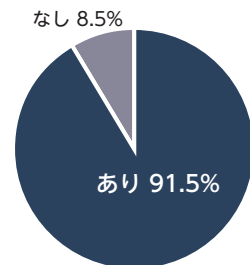
ソーシャルメディア普及率



出典：総務省 | 平成27年版 情報通信白書

Web情報の
購買活動に与える影響

Q検索した結果、悪評等のネガティブな記載（利用者の不満やクレーム）は気になりますか (n=936)

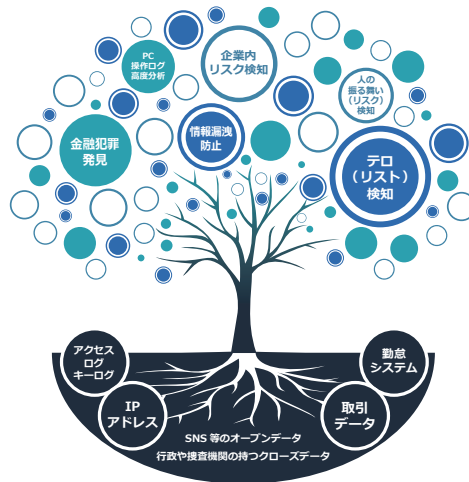


出典：平成27年1月当社インターネット調査

4 新しいサービス

ビッグデータからリスク予兆を察知することで、リスクを未然に防ぎます

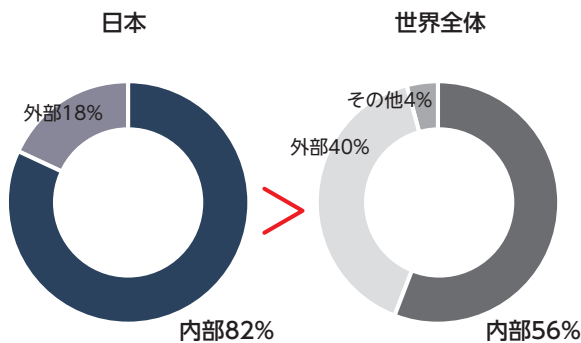
データ上に表れる「人の動き」を解析し、デジタルリスクの予兆を捉えます。例えば、内部関係者による情報漏洩・不正会計など、組織が抱える内部不正を未然に抑止します。膨大な組織内部のシステムログや管理データから、当社独自のアルゴリズムによりリスクの高い行動パターンを認識し、危険度や緊急度の高いものは即時通知することで、未然防止に繋げることができます。データに隠れている人の興味・関心・意図を解析し、潜在的な内部不正リスクを予兆する事前回避型のアプローチにより、高度なリスクマネジメント体制の構築を支援いたします。



新サービスの背景

日本における企業の経済的被害（情報漏洩など）は諸外国よりも多い82%が内部要因であり、情報漏洩の原因の多くに内部要因によるものも多く散見されています。

企業が受けた経済的被害の原因は？



※出典：PWC 『経済犯罪実態調査2014日本分析版』

平成27年情報漏洩インシデント

| 順位 | 漏洩人数(千人) | 業種 | 原因 |
|----|----------|---------|-------------|
| 1 | 1,014 | 公務 | 不正アクセス |
| 2 | 694 | 金融業、保険業 | 管理ミス |
| 3 | 680 | 公務 | 不正な情報持ち出し |
| 4 | 267 | 情報通信業 | 不正アクセス |
| 5 | 209 | 卸売業、小売業 | 不正アクセス |
| 6 | 120 | 公務 | 不正な情報持ち出し |
| 7 | 142 | 公務 | 内部犯罪、内部不正行為 |
| 8 | 131 | 卸売業、小売業 | 不正アクセス |
| 9 | 114 | 医療、福祉 | 盗難 |
| 10 | 107 | 製造業 | 不正アクセス |

※出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会 [2015年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書]

5 当社の強み

テクノロジーとコンサルティング

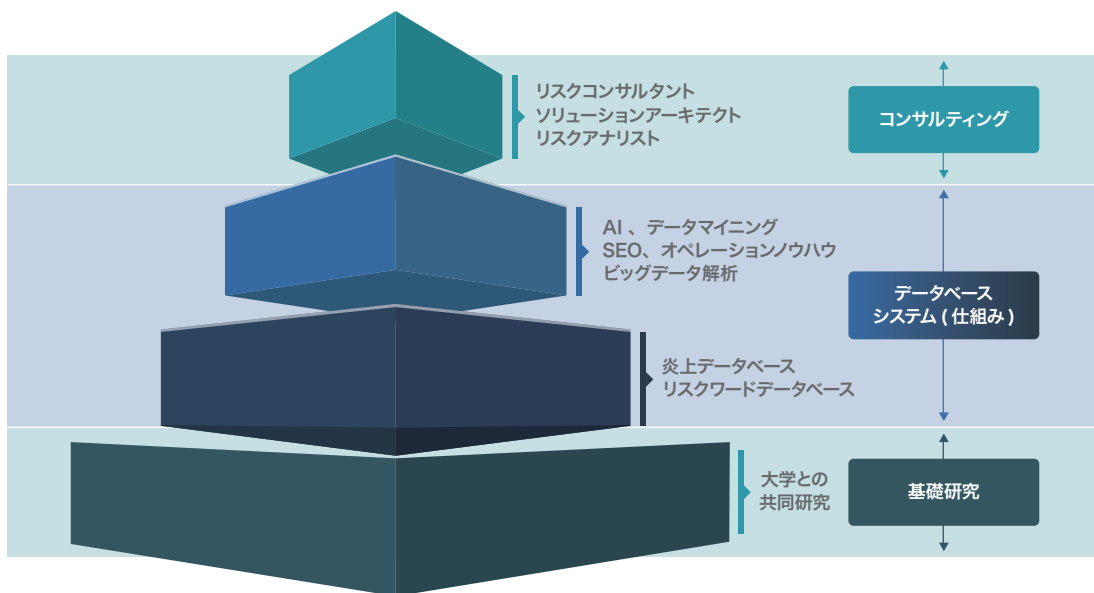
当社は、大学との共同研究、ビッグデータ収集基盤をベースに、炎上データベース、リスクワードデータベース等リスクに特化した独自のデータベースを構築しております。さらに機械学習、形態素解析等のデータマイニングによって抽出された結果を、コンサルティングスタッフが顧客のリスク課題を解決のために提供する、テクノロジーとコンサルティングのハイブリッド型のスタイルとなっています。

更に顧客のリスク課題に特化していることで、有形無形のリスク対応ノウハウが集積することで、リスクマネジメント会社や情報システム会社とは一線を画したユニークなビジネスモデルになっています。

クライアントとは初期費用+月額フィーからなる年間契約となっており、売上は積み上がるモデルとなっています。

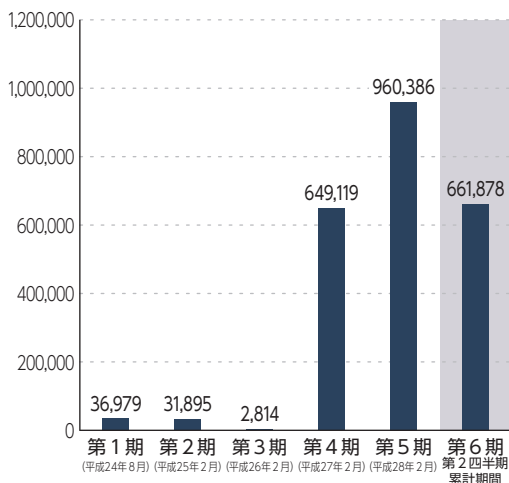
中でもリスクモニタリングサービス、リスクインテリジェンスサービスは、リスク予防の観点で導入いただくため、契約期間は長期化が見込め売上の安定に寄与しています。

その他、分析レポートなどコンサルティング型の高付加価値のスポット案件は高い収益性が見込めます。



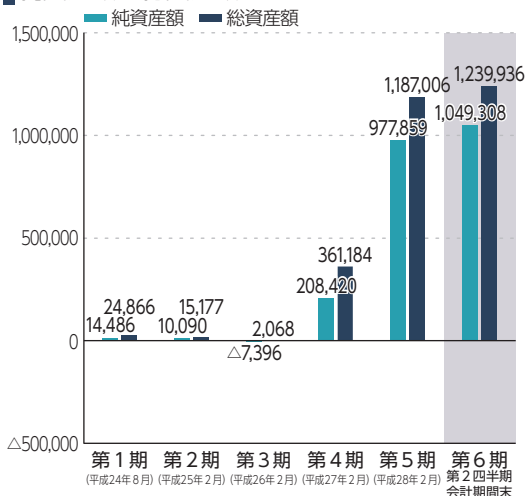
売上高

(単位：千円)



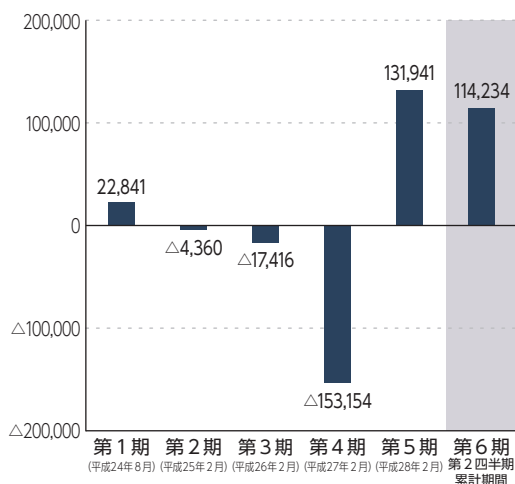
純資産額／総資産額

(単位：千円)



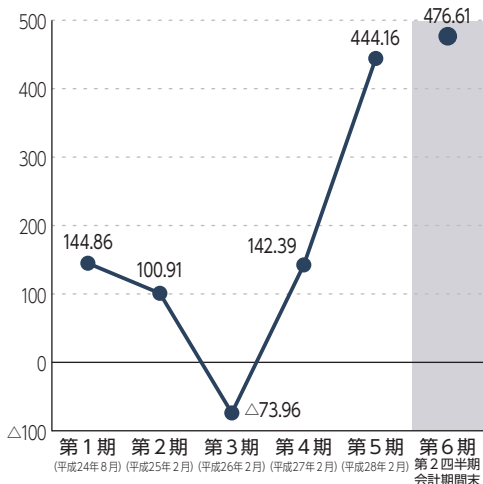
経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



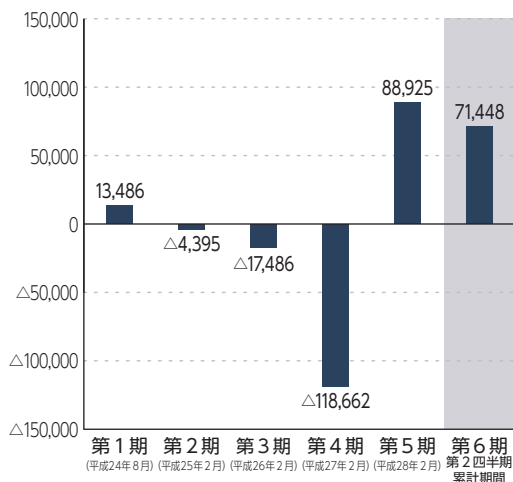
1株当たり純資産額

(単位：円)



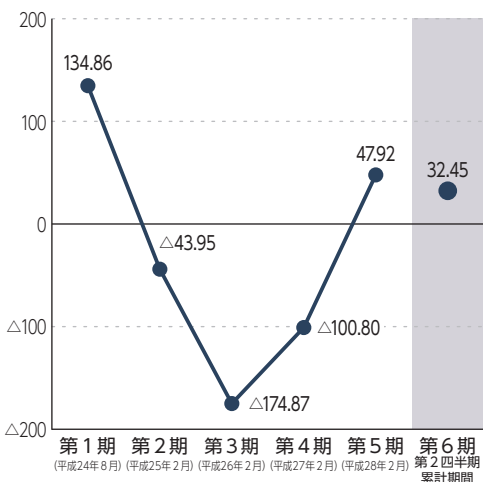
当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)

(単位：円)



(注) 当社は、平成28年7月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【証券情報】 | 2 |
| 第1 【募集要項】 | 2 |
| 1 【新規発行株式】 | 2 |
| 2 【募集の方法】 | 3 |
| 3 【募集の条件】 | 4 |
| 4 【株式の引受け】 | 5 |
| 5 【新規発行による手取金の使途】 | 6 |
| 第2 【売出要項】 | 7 |
| 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 | 7 |
| 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 | 8 |
| 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 | 9 |
| 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 | 10 |
| 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 | 11 |
| 第二部 【企業情報】 | 13 |
| 第1 【企業の概況】 | 13 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 14 |
| 2 【沿革】 | 18 |
| 3 【事業の内容】 | 19 |
| 4 【関係会社の状況】 | 21 |
| 5 【従業員の状況】 | 21 |
| 第2 【事業の状況】 | 22 |
| 1 【業績等の概要】 | 22 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 23 |
| 3 【対処すべき課題】 | 25 |
| 4 【事業等のリスク】 | 26 |
| 5 【経営上の重要な契約等】 | 28 |
| 6 【研究開発活動】 | 28 |
| 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 29 |
| 第3 【設備の状況】 | 31 |
| 1 【設備投資等の概要】 | 31 |
| 2 【主要な設備の状況】 | 31 |
| 3 【設備の新設、除却等の計画】 | 31 |

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第4 | 【提出会社の状況】 | 32 |
| 1 | 【株式等の状況】 | 32 |
| 2 | 【自己株式の取得等の状況】 | 39 |
| 3 | 【配当政策】 | 39 |
| 4 | 【株価の推移】 | 39 |
| 5 | 【役員の状況】 | 40 |
| 6 | 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 | 41 |
| 第5 | 【経理の状況】 | 46 |
| 1 | 【財務諸表等】 | 47 |
| 第6 | 【提出会社の株式事務の概要】 | 85 |
| 第7 | 【提出会社の参考情報】 | 86 |
| 1 | 【提出会社の親会社等の情報】 | 86 |
| 2 | 【その他の参考情報】 | 86 |
| 第四部 | 【株式公開情報】 | 87 |
| 第1 | 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 | 87 |
| 第2 | 【第三者割当等の概況】 | 93 |
| 1 | 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 | 93 |
| 2 | 【取得者の概況】 | 95 |
| 3 | 【取得者の株式等の移動状況】 | 97 |
| 第3 | 【株主の状況】 | 98 |
| | 監査報告書 | 巻末 |

【表紙】

| | |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年10月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社エルテス |
| 【英訳名】 | Eltes Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 菅原 貴弘 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区新橋五丁目14番10号 |
| 【電話番号】 | 03-6721-5790 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 松林 篤樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区新橋五丁目14番10号 |
| 【電話番号】 | 03-6721-5790 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 松林 篤樹 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 ブックビルディング方式による募集 206,550,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 107,082,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 52,488,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------------|---|
| 普通株式 | 150,000 (注)2. | 完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成28年10月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年11月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

| 指定する販売先(親引け先) | 株式数 | 目的 |
|---------------|----------|---------|
| エルテス社員持株会 | 上限7,200株 | 福利厚生のため |

なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成28年10月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式32,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年11月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年11月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | — | — | — |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | — | — | — |
| ブックビルディング方式 | 150,000 | 206,550,000 | 111,780,000 |
| 計(総発行株式) | 150,000 | 206,550,000 | 111,780,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年10月24日開催の取締役会決議に基づき、平成28年11月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は243,000,000円となります。
 6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込 株数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|--------------|--------------|--------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1. | 未定 (注) 1. | 未定 (注) 2. | 未定 (注) 3. | 100 | 自 平成28年11月21日(月) 至 平成28年11月25日(金) | 未定 (注) 4. | 平成28年11月28日(月) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年11月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年11月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年11月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年11月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成28年10月24日開催の取締役会において、平成28年11月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年11月29日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み先立ち、平成28年11月10日から平成28年11月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-----------------|
| 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 | 東京都港区新橋四丁目6番15号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|---------------|---------------------|--------------|--|
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 未定 | <ol style="list-style-type: none"> 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成28年11月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | | |
| 香川証券株式会社 | 香川県高松市磨屋町四番地8 | | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区麴町二丁目4番地1 | | |
| 藍澤証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号 | | |
| 東洋証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 | | |
| 計 | — | 150,000 | — |

- (注) 1. 平成28年11月8日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年11月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 223,560,000 | 2,370,000 | 221,190,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額221,190千円及び「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限48,288千円の使途については、質の高いサービスの安定的提供と市場ニーズを掘り起こす新規ビジネスの創出による継続的且つ安定的な事業拡大を通じて、社会への貢献と健全な成長を図るため、以下を予定しております。

- ① 各種サービスの認知獲得及び知名度向上のため、広告宣伝活動及び広報活動、Webサイトリニューアル費用として、平成29年2月期に10,000千円、平成30年2月期に30,000千円を充当する予定であります。
- ② 経営基盤強化のため、優秀な人材の採用と継続的な育成を目的とした採用費及び人件費として、平成29年2月期に30,000千円を充当する予定であります。
- ③ 情報セキュリティ強化、事業運営の安定化及び業務効率化を目的としたシステムインフラの増強費用及びソフトウェア等の取得費用として、平成29年2月期に15,000千円、平成30年2月期に15,000千円を充当する予定であります。
- ④ 本社機能の強化のためのオフィス移転及び構築費用として、平成29年2月期に70,000千円を充当する予定であります。
- ⑤ 顧客ニーズに応えるための既存サービスの拡充や潜在的なニーズのための新サービス設計及び構築費用として、平成29年2月期に20,000千円、平成30年2月期30,000千円を充当いたします。
- ⑥ 不正等の子知・検知サービスの専門性を持ったパートナーとの連携を推進するための資金として50,000千円を平成29年2月期以降に充当する予定であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はございません。

具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまで安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年11月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|--------|-------------|---|
| — | 入札方式のうち 入札による売出し | — | — | — |
| — | 入札方式のうち 入札によらない売出し | — | — | — |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 66,100 | 107,082,000 | 東京都千代田区麹町二丁目6番地 Hero Holdings 株式会社 45,600株 東京都港区 羽藤秀雄 10,000株 香川県高松市磨屋町四番地8 香川証券株式会社 5,000株 東京都品川区 川崎史顕 3,000株 埼玉県上尾市 高木健美 2,500株 |
| 計(総売出株式) | — | 66,100 | 107,082,000 | — |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込 株数単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場 所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受 契約の 内容 |
|------------------------|--------------|--|-------------------|------------------|-------------------------|------------------------------|------------------|
| 未定 (注) 1. (注) 2. | 未定 (注) 2. | 自 平成28年 11月21日(月) 至 平成28年 11月25日(金) | 100 | 未定 (注) 2. | 引受人の全 国の本支店 及び営業所 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 | 未定 (注) 3. |

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年11月17日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の 総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|--------|----------------|--------------------------------------|
| — | 入札方式のうち 入札による売出し | — | — | — |
| — | 入札方式のうち 入札によらない売出し | — | — | — |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 32,400 | 52,488,000 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 32,400株 |
| 計(総売出株式) | — | 32,400 | 52,488,000 | — |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年10月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式32,400株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込 株数単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|--------------|--|-------------------|------------------|-----------------------|--------------------|--------------|
| 未定 (注) 1. | 自 平成28年 11月21日(月) 至 平成28年 11月25日(金) | 100 | 未定 (注) 1. | 株式会社SBI証券の本店及び 営業所 | — | — |

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹会社が当社株主である菅原貴弘(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年10月24日開催の取締役会において、主幹会社を割当先とする当社普通株式32,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|----------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 32,400株 |
| 募集株式の払込金額 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。) |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 平成28年12月30日(金) |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 東京都港区新橋四丁目6番15号 |

主幹会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹会社は、上場(売買開始)日から平成28年12月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である菅原貴弘、当社株主かつ当社役員である松林篤樹、紺野祐樹、奥山成美、高橋宜治、本橋広行、当社株主である株式会社TSパートナーズ、五十嵐洋次は、株式会社SBI証券(主幹会社)に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日(当日を含む)から起算して90日目の平成29年2月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である宮前幸央、NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社、株式会社アドベンチャー、八木理恵子は、株式会社SBI証券(主幹会社)に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日(当日を含む)から起算して90日目の平成29年2月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主であるエルテス社員持株会は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して180日目の平成29年5月27日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面の承諾を受けることなく、引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日を含む）から起算して180日目の平成29年5月27日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

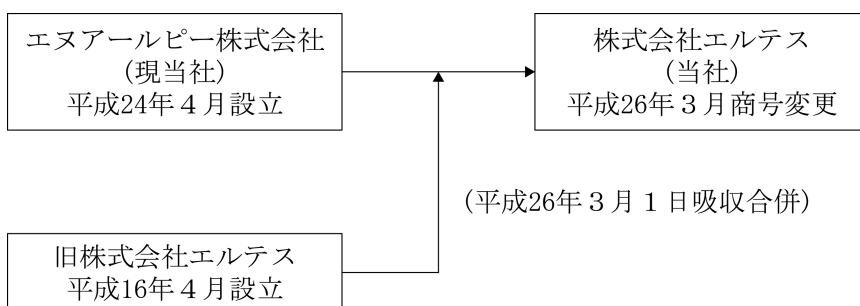
第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社の前身の一つである旧㈱エルテスは、平成16年4月に企業のインターネット上でのブランディング支援を行うことを目的として設立されました。その後、事業領域を拡大し、ソーシャルリスク事業(※)を主な事業としてまいりました。

一方で、エヌアールピー㈱(現在の㈱エルテス、以下「当社」という。)は、平成24年4月にWebのモニタリングシステムの開発、保守、運用業務の受託を目的として設立されました。当社は旧㈱エルテスのWebサイト作成を受託する等、事業上の連携を深めてまいりました。

こうした状況から、環境の変化に対応し得る体制の確立に向け、経営基盤の強化による経営効率の向上を図ることを目的として、平成26年3月1日付で、当社は旧㈱エルテスを吸収合併し、商号をエヌアールピー㈱から㈱エルテスに変更いたしました。



(※)

インターネットの活性化に伴う風評被害、Fintechの発展に伴う金融犯罪、重要インフラのIoTに対するサイバーテロ、マイナンバー等の情報デジタル化に対するサイバーインテリジェンス等、デジタルテクノロジーの発展に応じて、その副作用として発生した、レピュテーション、情報漏洩、サイバーアタック、金融不正、従業員不正、産業スパイ等といった新たな領域は、企業の競争にも影響を与える重大な事象であり、このような事象が発生するリスクを“デジタルリスク”と表現しております。

“デジタルリスク”の中でも、Twitter、Facebook等、Web技術の発展に伴って新たに出現したソーシャルメディアを中心としたWeb上の様々なメディアに起因する企業経営上のリスクを“ソーシャルリスク”と表現しております。

なお、企業経営に関する“リスク”については、正負両面に着眼して、「企業活動にいずれかの影響を及ぼす事象発生の不確実性」といった捉え方をする場合もありますが、例えば“ソーシャルリスク”については、負の側面を捉え、「Web上での情報流通によって被る企業活動に何らかの損害を与える事象発生の不確実性」としております。

そして、このような“ソーシャルリスク”に対してソリューションサービスを提供する事業を“ソーシャルリスク事業”としております。

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 平成24年8月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 | 平成27年2月 | 平成28年2月 |
| 売上高 (千円) | 36,979 | 31,895 | 2,814 | 649,119 | 960,386 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | 22,841 | △4,360 | △17,416 | △153,154 | 131,941 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円) | 13,486 | △4,395 | △17,486 | △118,662 | 88,925 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 164,633 | 504,890 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 14,637 | 22,016 |
| 純資産額 (千円) | 14,486 | 10,090 | △7,396 | 208,420 | 977,859 |
| 総資産額 (千円) | 24,866 | 15,177 | 2,068 | 361,184 | 1,187,006 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 14,486.15 | 10,090.88 | △7,396.11 | 142.39 | 444.16 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円) | 13,486.15 | △4,395.27 | △17,486.98 | △100.80 | 47.92 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 58.26 | 66.48 | △357.55 | 57.70 | 82.38 |
| 自己資本利益率 (%) | 93.10 | — | — | — | 14.99 |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | △141,198 | 150,210 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | △40,554 | △29,547 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | 198,407 | 661,556 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | — | — | — | 155,446 | 937,665 |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名) | — 〔5〕 | — 〔9〕 | — 〔4〕 | 47 〔40〕 | 62 〔47〕 |

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
8. 第1期の自己資本利益率については、期末の自己資本にて算出しております。
9. 第2期、第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 当社は、第3期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
13. 当社は平成24年4月26日設立のため、第1期は平成24年4月26日から平成24年8月31日までの4ヶ月と6日間であります。
14. 第2期は、決算期変更により平成24年9月1日から平成25年2月28日までの6ヶ月間であります。
15. 当社は、平成26年3月1日付で、旧憐エルテス（平成16年4月28日設立）を吸収合併しております。
16. 当社は、平成28年7月30日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
17. 前事業年度（第4期）及び当事業年度（第5期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。なお、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。
18. 当社は、平成28年7月30日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期、第2期及び第3期の数値については、三優監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年8月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 | 平成27年2月 | 平成28年2月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 144.86 | 100.91 | △73.96 | 142.39 | 444.16 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△) (円) | 134.86 | △43.95 | △174.87 | △100.80 | 47.92 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) 金額 | — | — | — | — | — |

(参考情報)

当社の前身の一つである旧欄エルテスは、平成16年4月に企業のインターネット上でのブランディング支援を行うことを目的として設立されました。その後、事業領域を拡大し、ソーシャルリスク事業を主な事業としてまいりました。

一方で、エヌアールピー欄（現在の欄エルテス、以下「当社」という。）は、平成24年4月にWebのモニタリングシステムの開発、保守、運用業務の受託を目的として設立されました。当社は旧欄エルテスのWebサイト作成を受託する等、事業上の連携を深めてまいりました。

こうした状況から、環境の変化に対応し得る体制の確立に向け、経営基盤の強化による経営効率の向上を図ることを目的として、平成26年3月1日付で、当社は旧欄エルテスを吸収合併し、商号をエヌアールピー欄から欄エルテスに変更いたしました。合併後の中核となる事業は、旧欄エルテスより継承したものであります。

このため、参考として、旧欄エルテスの主要な経営指標等の推移について記載しております。

| 回次 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|------------------------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 平成24年2月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 |
| 売上高 (千円) | 218,707 | 357,260 | 402,335 |
| 経常利益 (千円) | 21,995 | 11,553 | 17,218 |
| 当期純利益 (千円) | 15,309 | 3,286 | 10,054 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 22,550 | 47,550 | 47,550 |
| 発行済株式総数 (株) | 301 | 401 | 401 |
| 純資産額 (千円) | 38,970 | 92,256 | 102,311 |
| 総資産額 (千円) | 106,449 | 215,502 | 260,477 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 129,469.55 | 230,067.14 | 255,141.84 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 54,587.61 | 10,308.99 | 25,074.70 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 36.61 | 42.81 | 39.28 |
| 自己資本利益率 (%) | 50.96 | 5.01 | 10.34 |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | — | — | — |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名) | 10 〔15〕 | 14 〔15〕 | 16 〔24〕 |

- (注) 1. 旧㈱エルテスは、平成26年3月1日付で当社に吸収合併されたことに伴い、消滅しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 旧㈱エルテスは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
9. 第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、平成28年7月30日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第8期、第9期及び第10期の数値については、三優監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|------------------------------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年2月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,294.70 | 2,300.67 | 2,551.42 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 545.88 | 103.09 | 250.75 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | — | — | — |

2 【沿革】

当社は、平成16年4月28日に設立された旧㈱エルテスを、平成26年3月1日に吸収合併すると同時に、商号をエヌアールピー㈱から㈱エルテスに変更して現在に至っております。

旧㈱エルテスは、ソーシャルリスク事業を開発し展開してきた経緯があり、合併後の中核となる事業は同社より継承したものであることから、当社が吸収合併した平成26年3月以前の旧㈱エルテスの沿革についても記載しております。

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 平成16年4月 | 企業のインターネット上でのブランディング支援を目的として、東京都渋谷区に旧㈱エルテス設立 |
| 平成17年5月 | 本社を東京都新宿区に移転 |
| 平成19年3月 | ソーシャルリスクコンサルティングサービスを提供開始 |
| 平成21年7月 | 本社を東京都港区西新橋に移転 |
| 平成22年4月 | ネット炎上事例等のソーシャルリスクに関するデータの収集及び蓄積を開始 |
| 平成23年3月 | ソーシャルリスクモニタリングサービスを提供開始 |
| 平成24年2月 | 大阪オフィスを大阪府大阪市北区に開設 |
| 平成24年4月 | Webのモニタリングシステムの開発、保守、運用業務の受託を目的として、東京都港区西新橋に当社設立 |
| 平成24年9月 | 本社を東京都港区新橋に移転（旧㈱エルテス、当社） |
| 平成25年9月 | ソーシャルリスクマネジメント・クラウドサービス「エルテスクラウド」をリリース（旧㈱エルテス） |
| 平成26年3月 | 経営基盤の強化による経営効率の向上を図るため、当社は旧㈱エルテスを吸収合併し、商号を「㈱エルテス」に変更 ㈱電通と資本業務提携 |
| 平成27年5月 | 福岡オフィスを福岡県福岡市博多区に開設 |
| 平成27年6月 | 名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区に開設 |
| 平成27年10月 | ㈱産業革新機構等からの出資534百万円により、資本金454百万円、資本準備金431百万円に資本増強 |
| 平成28年2月 | リスクインテリジェンスサービスを提供開始 ソーシャルリスクに関する調査・提言を行う社内シンクタンクとして「ソーシャルリスク総合研究所」を設立 |
| 平成28年3月 | NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション㈱との協業によるソーシャルリスクモニタリングサービスを提供開始 |
| 平成28年5月 | SOMPOリスクケアマネジメント㈱と協業し、食品業界向けに総合リスクコンサルティングサービスを提供開始 |

3 【事業の内容】

当社は、「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、リスクに特化したビッグデータ解析技術を基に、企業を中心としたあらゆる組織が晒されるリスクを解決するためのソリューションを提供しております。

スマートフォンやSNSの普及に伴い、いつでも誰でもインターネット上での情報発信ができることになりコミュニケーションは多様化しました。他方でその発展の副作用から、情報漏洩や不適切な投稿等に伴う、ネット炎上等で被害を受ける個人や企業が後を絶たない状況にあり、重要なインフラストラクチャーとしてのインターネットの信頼性を回復させることが社会的な重要課題となっております。

このように、インターネットにおける風評被害、炎上、情報漏洩、サイバー攻撃といったデジタルリスクは、テクノロジーの発展に伴い発生してきました。これらは、ソーシャルメディアの普及やデバイスの高度化によって、さらに加速しております。

当社は、データ解析技術とコンサルティングを通して、このようなデジタルリスクを解決し、社会的な課題を解決し、社会の危機を未然に防ぐことを目指しております。

デジタルリスクに対応するために、当社では、データ上の動きからリスクの予兆を捉える「リスクインテリジェンス」、リスク発生を早期に把握するための「リスクモニタリング」、危機発生後に速やかに顧客が適切な対応が取れるようにアドバイスする「リスクコンサルティング」の各分野において、サービスを提供しております。

特に、ソーシャルメディアを中心としたWeb上の様々なメディアに起因するソーシャルリスクを回避、解決するためのサービスをソーシャルリスク事業として展開しております。

ソーシャルリスク事業においては、当社固有のノウハウと事例研究の蓄積によって、収集したビッグデータからリスクを高精度で洗い出す技術を開発し、課題解決に取り組んでまいりました。

具体的には、ネット炎上を未然に防ぐためのソリューション、危機発生時の対応方法コンサルティング、レピュテーション回復のためのサービスを、顧客の特性に応じてワンストップで提供しております。

また、不正や犯罪の予知及び検知といったデジタルリスクの予兆を解析するリスクインテリジェンスサービスを開始しており、企業や組織に対し提供できるサービスの領域の拡充に努めております。

リスクを解決する社会インフラの創出

| | 予兆 | 検知 | 解決 |
|---------|-------------|--------------------|---------------------------|
| サービス名称 | リスクインテリジェンス | ソーシャルリスク モニタリング | ソーシャルリスク コンサルティング |
| 対応できる事象 | 情報漏洩、社内不正 | ネット炎上の火種 | インターネット上の レピュテーションダメージ |

① ソーシャルリスクコンサルティングサービス

ソーシャルリスクに関する危機発生後に、速やかに顧客が適切な対応が取れるようにアドバイスを行うサービスであり、リスクが顕在化している企業、組織に対しては、リスクの鎮静化に向けた緊急対応コンサルティングと事後のレピュテーション回復に向けたサービスを提供しております。

危機対応サポートとリスクアセスメントを目的とし、ネット炎上等の危機発生時に、初動を誤ることで被害が拡大することを防ぎます。これまで収集分析、蓄積してきたネット炎上事例データベース等に基づき、専任のコンサルタントがアドバイスを行い、早期に適切なリスク評価とリスクに応じた適切な対応を支援いたします。

危機発生後には、Web上にレピュテーションに関する問題が山積することになります。これらの問題に対して、適切な情報発信を促すことで、顧客企業やサービスのレピュテーション回復とブランド再構築を支援いたします。

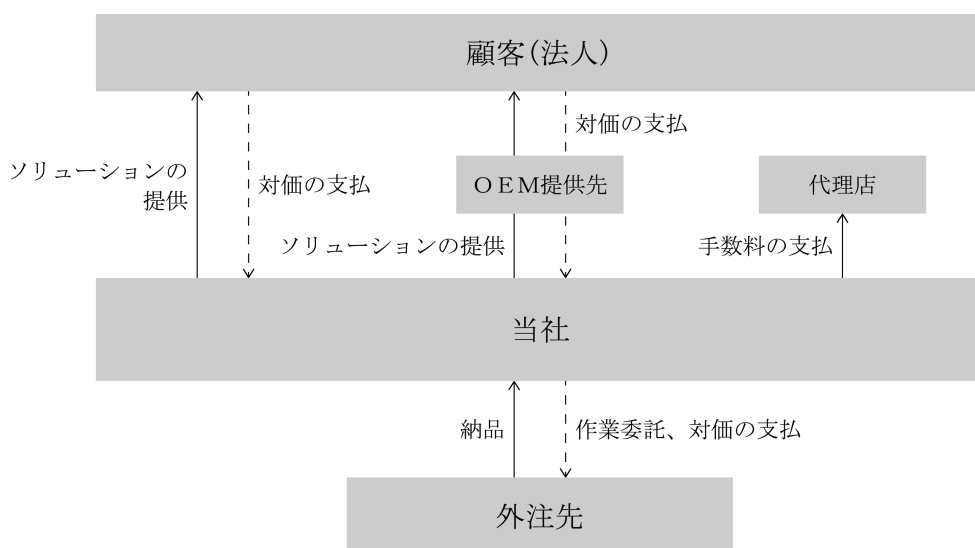
② ソーシャルリスクモニタリングサービス

ソーシャルリスクの発生を早期に検知及び把握するサービスで、24時間365日、twitter等のSNSやネット掲示板といったソーシャルメディア上の投稿を分析し、リスクの予兆があれば緊急通知の実施や対応方法のアドバイスを行い、危険投稿がなければ日報でご報告いたします。また、直近のトレンドを分析した月報をご提供いたします。

24時間365日体制の監視により、リスクを未然に防ぐだけでなく、実際にリスクを検知した場合には、その後どのような対応をすべきかを専任のコンサルタントがアドバイスを行います。ソーシャルメディアの監視から緊急対応、その後の対策まで、顧客のリスクマネジメントを一貫してワンストップで支援いたします。

③ リスクインテリジェンスサービス

データ上に表れる「人の動き」を解析し、デジタルリスクの予兆を捉えます。例えば、内部関係者による情報漏洩・不正会計など、組織が抱える内部不正を未然に抑止します。膨大な組織内部のシステムログや管理データから、当社独自のアルゴリズムによりリスクの高い行動パターンを認識し、危険度や緊急度の高いものは即時通知することで、未然防止に繋げることができます。データに隠れている人の興味・関心・意図を解析し、潜在的な内部不正リスクの予兆を察知する事前回避型のアプローチにより、高度なリスクマネジメント体制の構築を支援いたします。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

| 平成28年8月31日現在 | | | |
|--------------|---------|-----------|------------|
| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
| 75 (54) | 29.82 | 1.43 | 4,484 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 従業員が最近1年間において、23名増加しましたのは、業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第5期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当事業年度の我が国のインターネット市場においては、スマートフォンの普及を背景にSNSの利用率がここ数年増加の一途をたどり、平成27年3月の調査では実に77%（総務省「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究」（平成27年））に至りました。

企業においても、SNSを利用したソーシャルメディアマーケティングを活性化しており、我が国のインターネット広告の市場規模は平成27年において前年比110.2%の1兆1,594億円（㈱電通「2015年日本の広告費」）と引き続き大きく伸長しました。

一方で、ソーシャルメディアでの消費者の行動や投稿を契機として企業が予期せぬリスクに晒される状況も増加しており、ソーシャルメディアを有効に活用するためにリスク管理体制の整備・強化が求められています。

このような環境の中、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションとして、リスクに特化したビッグデータ解析技術をベースに、SNSやブログ、検索サイト等Web上の様々なメディアに起因するリスクに対するソリューションを企業に提供しております。

当事業年度におきましては、ソーシャルリスク事業の一層の充実のため、リスクマネジメント体制構築マニュアルやガイドラインの策定、リスク回避に向けた従業員研修等を一貫して提供する体制を整えてまいりました。

更に、豊富な運用実績とノウハウの蓄積により、事業分野や産業種類別の事例研究を強化する等、顧客の特性に合わせたリスクマネジメント支援に注力し、付加価値の高いサービス提供を図ってまいりました。

これらにより、顧客が抱える課題解決に貢献することで、既存顧客の深耕や大手企業を中心とした新規顧客の獲得を行うことができました。

また、既存拠点で培った営業基盤、実績を活かしつつ新たな営業基盤獲得が見込める地方拠点設置による営業展開を図るため、福岡オフィスと名古屋オフィスを開設いたしました。

この結果、売上高は960,386千円（前事業年度は649,119千円）と大幅に増加し、損益面につきましても、営業利益135,144千円（前事業年度は151,013千円の損失）、経常利益131,941千円（前事業年度は153,154千円の損失）、当期純利益は88,925千円（前事業年度は118,662千円の損失）と大幅に増加しました。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

第6期第2四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日）

当社のソーシャルリスク事業が属するインターネットビジネス業界は、引き続き成長を遂げており、急速な普及と端末の性能向上とが相まって、スマートフォンが主要なインターネットデバイスとなり、ソーシャルメディアの利用者が拡大を続け、インターネットにおける技術革新とともに、様々なサービスが展開されていくものと予想され、継続的に新たな需要が創出される状況にあります。

これに伴い、ソーシャルメディアを用いたマーケティング活動や求人活動などWeb上での企業の情報収集及び情報発信はますます活性化しており、ソーシャルメディアに起因するリスクを管理し、ソーシャルメディアを有効に活用するため、当社サービス領域に関する関心はますます増加しております。

このような環境下、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、ソーシャルリスクに対する豊富な運用実績とノウハウの蓄積により、案件の継続と新規獲得を図り、ソーシャルリスクモニタリングサービス、ソーシャルリスクコンサルティングサービスを伸長いたしました。また、ソーシャルリスクモニタリングサービスのラインアップの充実を企図した他社とのアライアンスを推進いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は661,878千円、営業利益は116,659千円、経常利益は114,234千円、四半期純利益は71,448千円になりました。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第5期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ782,218千円増加し、937,665千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、150,210千円（前事業年度は141,198千円の支出）となりました。これは主に税引前当期純利益131,820千円（前事業年度は154,385千円の損失）と増益だったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、29,547千円（前事業年度は40,554千円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出20,000千円（前期比20,000千円増加）により資金が減少したものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、661,556千円（前事業年度は198,407千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入677,824千円（前期比446,620千円増加）により資金が増加したことによるものであります。

第6期第2四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて47,744千円増加し985,410千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は110,215千円となりました。この主な要因は、税引前四半期純利益114,234千円、賞与引当金の増加16,127千円、未払金の減少12,915千円及び法人税等の支払額13,902千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は9,126千円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出5,685千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は53,344千円となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出53,344千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第5期事業年度及び第6期第2四半期累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

| サービスの名称 | 第5期事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) | | 第6期第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) |
|----------------------|--|----------|---|
| | 販売高(千円) | 前年同期比(%) | 販売高(千円) |
| ソーシャルリスクコンサルティングサービス | 652,998 | 124.1 | 425,066 |
| ソーシャルリスクモニタリングサービス | 290,308 | 243.6 | 234,885 |
| その他 | 17,079 | 430.1 | 1,925 |
| 合計 | 960,386 | 148.0 | 661,878 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 当社サービスの認知度向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

SNSの利用率の増加に伴い、企業によるソーシャルメディアマーケティングも活性化しておりますが、同時にソーシャルメディアの有効活用のために、ソーシャルリスクに対する管理体制の整備が求められます。

このような環境下、当社サービスの拡販には、企業を取り巻くソーシャルリスクを正しく理解して頂くことが重要であると考えております。当社は、通常の営業活動の他、ソーシャルリスクに対する研究成果を各種メディアやWeb媒体等を通じて広く情報提供することにより、社会にリスクを周知し、それらに応じた適切な管理を促す活動に取り組んでまいります。

また、全てのサービスにおいてパフォーマンスの高いサービスを提供し顧客満足度を更に高めて、継続的な取引をして頂くことで、顧客や市場からの認知度を高めることも重要であると考えております。

② 新サービスの開発

テクノロジーの発展に応じて発生した新しいデジタルリスク領域、すなわち、Fintechの発展に伴う金融不正、重要インフラのインターネット化であるIoTにおけるサイバーテロ、マイナンバーに代表される情報のデジタル化に対するサイバーインテリジェンス等についてセキュリティマネジメントが求められております。

このような環境下、当社が強みとするリスク検知に特化したビッグデータ解析によるソリューションには様々な可能性があると考えており、企業の競争力にも影響を与える重大なリスクを解決するための新規ビジネスの創出に取り組んでまいります。

組織内部の不正を検知するため、ログデータから内部不正の予兆を見つけ実行を阻止する事前回避型のアプローチを提供する等、市場や顧客の潜在需要を予測し、掘り起こすサービスを開発してまいります。

加えて、専門性を持ったパートナーとの連携を推進することにより、既存サービスの領域拡大と新サービスの展開を早期に図ることで、既存顧客へ付加価値の提供を拡充し、新規顧客の獲得を図り、優良なサービスを継続的に提供してまいります。

③ 人材の強化

継続的に企業価値を高めていくため、業容拡大に向けた人材の強化が重要であると考えております。法人顧客が中心となるため、コンサルティング部門や営業部門を更に強化していく必要があります。また、付加価値の高いサービスの提供のため、ビッグデータ解析やインターネット関連の技術を持つ人員の確保も必要不可欠であります。そのため、採用による増員を行うと同時に、継続的な社員教育を行い、能力向上の機会を増やし、人材の育成及び強化を行ってまいります。

また、実力ある人材に積極的に責任のある役割を任せる等、人事制度の構築や権限移譲の促進による組織力の強化に取り組み、組織の活性化を図るとともに幹部候補の育成に努めてまいります。

④ 社内管理体制の強化

株式上場を目指す企業として相応しい組織的な管理体制を継続的に運用していくことが重要であると考えており、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでまいります。

また、積極的な採用により、従業員が増加し、組織規模が拡大することが見込まれるため、社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えており、管理機能の補強やシステムの強化を引き続き実施してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、潜在のリスクや不確定要因はこれらに限られるものではありません。

① ビッグデータの利用規制について

ソーシャルメディアの活性化などに伴い、ビッグデータ関連ビジネスが推進されております。しかしながら、法令等の制改定により、ビッグデータの利用について何らかの規制が生じた場合には、サービス提供のための情報収集やサービス提供の手法自体に何らかの制約が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報取得について

当社は、ソーシャルメディアから生成されるビッグデータをソフトウェアにより自動的に収集しております。しかしながら、ソーシャルメディアの運営側の方針により収集に制限が加えられた場合や禁止された場合には、サービスの品質が低下し、また、情報収集のための追加コストが発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術開発について

Webに関連する技術革新は急速に進んでおり、機能の変更や拡充が日々求められたため、当社は継続的な技術開発に取り組んでおります。しかしながら、技術開発が想定通りに進まず、サービスが有効に機能しなくなる場合には、サービスの品質が低下し、また、対応するための追加コストが発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合について

ソーシャルリスク関連市場は将来の成長が期待される市場であるため、国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。新規参入する他社との競合状況が激化した場合には、価格の下落、又は、価格競争以外の要因でも受注を失うおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ ソーシャルメディアについて

現在は、多くの企業や消費者がソーシャルメディアの積極的利用を行っており、それに伴いソーシャルリスクマネジメントに対する意識も高まっております。しかしながら、ソーシャルメディア自体が衰退し、利用者数が減少した場合には、関連する投稿数や記事数が減少し、ソーシャルメディアに起因するリスクが低下することが予想されるため、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である菅原貴弘は、設立以来の代表者であり、経営方針や事業戦略、サービスコンセプト等についてリーダーシップを発揮しております。各事業部門のリーダーへ権限移譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、万が一、当人に不測の事態が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人材の確保や育成について

業容拡大に伴う優秀な人材の確保と育成が重要な課題であり、実務を担うデータアナリストやエンジニアをはじめ、内部での人材育成及び外部からの人材登用に努めております。しかしながら、採用や育成に支障をきたす事態や雇用に支障をきたす事態が発生した場合には、円滑な業務の遂行及び積極的な受注活動が阻害されるおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ システム障害及び不具合について

当社は、24時間365日体制でサービス提供しておりますが、通信ネットワークに依存しており、サーバー等の自社設備や第三者の通信設備等のインターネット接続環境が良好に稼動することが前提であります。そのため、災害や事故による通信ネットワークの切断、サーバーの停止、コンピュータウィルスによる被害、外部からの不正侵入やソフトウェアの不具合などが生じた場合には、サービスの提供に支障をきたし、また、障害や不具合の原因が当社にあった場合には、顧客企業からの信頼度が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 情報漏洩について

当社は、顧客の営業機密や社内情報等の機密情報を扱う場合があり、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISMS「ISO/IEC 27001」の認証を取得するなど、規程やマニュアル等に従った体制や教育の下で、機密情報を厳しく管理しております。しかしながら、何らかの理由により機密情報の漏洩が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ レピュテーションについて

当社は、高い公共性を有するインターネットにおいて、リスクマネジメントを支援する事業会社として、重責を負託されていることを十分に認識し社会的責任を果たすために、取引にあたり当社独自の基準を設けるとともに、取引自主規制委員会を設置し、社会から信頼される健全性と倫理観を常に保持するための取り組みが、有効かつ継続的に機能する体制を運用しております。しかしながら、何らかの理由によりレピュテーション上のリスクが生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 知的財産権について

当社が保有する知的財産権に関しては、商標登録等を行っており、今後も知的財産権の保全に積極的に取り組む予定であります。しかしながら、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかる等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社による第三者の知的財産権の侵害については、可能な範囲で調査を行い対応しております。しかしながら、当社の事業領域における第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、認識せずに侵害してしまう可能性が否定できず、この場合には、当社に対する損害賠償請求や、ロイヤリティの支払要求等が行われる等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 内部管理体制について

当社は、関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及びルールの遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 配当政策について

現在は、成長過程にあると認識しており、獲得した資金については優先的にシステム等の設備投資や人材の採用、育成に充てるため、過去においては配当を行っておりません。今後は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識し、将来的には、配当による株主への利益還元を予定しております。しかしながら、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性があります。

⑭ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法の規定に従って平成27年8月24日開催の臨時株主総会決議及び平成28年2月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末現在新株予約権による潜在株式数は218,000株であり、同日現在の発行済株式総数2,201,600株の9.9%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第5期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当社は、インターネット上で収集可能なデータをクロールし、分析、可視化することで、顧客企業の問題解決を行うソリューションを提供するために、ビッグデータ処理技術の向上、自然言語処理技術の多言語対応、統計解析・機械学習、データビジュアライゼーションに関する研究、開発を行っております。また、技術開発や先端技術の導入を目的とした大学との共同研究を実施しており、当事業年度における研究開発費として1,467千円計上しております。

なお、当社は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期第2四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日）

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は、832千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

第5期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

(売上高)

当事業年度の売上高は960,386千円（前年同期比48.0%増）となりました。この主な要因は、ソーシャルリスクモニタリングサービスが堅調に推移し、顧客数が積み上がったことによるものであります。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は320,717千円（前年同期比13.0%増）となりました。この主な内訳は、労務費171,925千円、外注費57,614千円であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は504,523千円（前年同期比2.3%減）となりました。この主な内訳は、給与手当150,133千円であります。

(営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内訳は株式交付費2,689千円であります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高960,386千円（前事業年度は649,119千円）、営業利益135,144千円（前事業年度は151,013千円の損失）、経常利益131,941千円（前事業年度は153,154千円の損失）、当期純利益88,925千円（前事業年度は118,662千円の損失）となりました。

第6期第2四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日）

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は661,878千円となりました。この主な要因は、ソーシャルリスクモニタリングサービスが堅調に推移し、顧客数が積み上がったことによるものであります。

(売上原価)

当第2四半期累計期間の売上原価は232,024千円となりました。この主な内訳は、労務費134,890千円、外注費49,259千円であります。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は313,194千円となりました。この主な内訳は、給与手当84,716千円であります。

(営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内訳は株式公開費用2,274千円であります。

以上の結果、当第2四半期累計期間における業績は、売上高は661,878千円、営業利益116,659千円、経常利益114,234千円、四半期純利益71,448千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第5期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（資産）

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて、825,822千円増加し、1,187,006千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて812,538千円増加し、1,094,760千円となりました。これは主に現金及び預金の増加（前期比782,218千円増加）、受取手形の増加（前期比30,333千円増加）、売掛金の増加（前期比29,599千円増加）があったことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて13,284千円増加し、92,246千円となりました。これは主に投資有価証券の増加（前期比20,000千円増加）があったことによるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べて、56,383千円増加し、209,147千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて64,219千円増加し、175,807千円となりました。これは主に未払金の増加（前期比14,905千円増加）、未払法人税等の増加（前期比15,489千円増加）、前受金の増加（前期比12,576千円増加）があったことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて7,836千円減少し、33,340千円となりました。これは長期借入金の減少（前期比7,836千円減少）によるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べて769,439千円増加し、977,859千円となりました。これは主に、新株の発行により資本金及び資本剰余金が、それぞれ340,256千円増加したこと、利益剰余金の増加88,925千円があったことによるものであります。

なお、純資産の内訳は、資本金504,890千円、資本剰余金481,340千円、利益剰余金△8,371千円であります。

第6期第2四半期会計期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は1,239,936千円となり、前事業年度末に比べ52,929千円増加いたしました。この主な増加要因は、現金及び預金の増加47,744千円、受取手形及び売掛金の減少10,307千円、その他の流動資産の増加17,247千円、有形固定資産の増加2,989千円によるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債は190,627千円となり、前事業年度末に比べ18,519千円減少いたしました。この主な減少要因は、未払法人税等の増加36,757千円、借入金の返済による減少53,344千円によるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は1,049,308千円となり、前事業年度末に比べ71,448千円増加いたしました。この主な増加要因は、利益剰余金の増加71,448千円によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、リスクに特化したビッグデータ解析力を基に、顧客の特性に応じたソーシャルリスクマネジメントをワンストップで支援するサービスを展開しております。ソーシャルメディアの多様化や伝播力の拡大による、ソーシャルメディアマーケティングの活性化とリスクマネジメントに対する意識の向上に伴い、当社の新規顧客数が増加しております。今後も、引き続きソーシャルリスク事業に経営資源を投下し、付加価値の向上、顧客数増加に合わせた提供体制及び営業体制の強化に努め、事業の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第5期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は、5,558千円であり、その主な内容は、ソフトウェア開発2,461千円です。当事業年度において、重要な設備の除却・売却はありません。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第2四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日）

当第2四半期累計期間において実施した設備投資の総額は、9,137千円であり、その主な内容は、車両の取得4,607千円、ソフトウェア開発3,228千円です。当第2四半期累計期間において、重要な設備の除却・売却はありません。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

平成28年2月29日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (名) |
|-----------------------|---------------|----------------|----------------|------------|--------|-------------|
| | | 建物 附属 設備 | 工具 器具 備品 | ソフト ウェア | 合計 | |
| 本社 (東京都港区) | サーバー等 本社機能 | 16,536 | 3,976 | 13,228 | 33,741 | 54 (52) |
| 大阪オフィス (大阪府大阪市中央区) | 支店機能 | 457 | — | — | 457 | 5 (2) |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社建物と大阪オフィス建物は賃借しております。年間賃借料は、本社建物は59,316千円、大阪オフィス建物は3,876千円です。

4. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書しております。

5. 当社は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年8月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当社は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 | 完成後の 増加能力 |
|---------------|--------------|------------|--------------|--------|---------------|---------------|--------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | | | |
| 本社 (東京都港区) | ソフト ウェア | 30,000 | — | 増資資金 | 平成29年 (注)2 | 平成30年 (注)2 | (注)3 |
| 本社 (東京都港区) | オフィス 移転費用 | 70,000 | — | 〃 | 平成29年 1月 | 平成29年 2月 | (注)3 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成29年2月期中の着手、平成30年2月期中の完成を予定しており、月は未定であります。

3. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 8,800,000 |
| 計 | 8,800,000 |

(注) 平成28年7月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は普通株式8,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------|--------------------------------|------------------|
| 普通株式 | 2,201,600 | 非上場 | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 2,201,600 | — | — |

(注) 1. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は、2,179,584株増加し、2,201,600株となっております。
2. 平成28年7月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成27年8月24日臨時株主総会決議及び平成27年8月24日取締役会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成28年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成28年9月30日) |
|--|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 1,600(注)1 | 1,600(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,600(注)1 | 160,000(注)1、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 120,000(注)2 | 1,200(注)2、3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年9月1日～ 平成37年8月31日 | 平成27年9月1日～ 平成37年8月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格120,000 資本組入額60,000 | 発行価格1,200(注)3 資本組入額600(注)3 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①行使時点において、新株予約権者の代表者が、新株予約権割当時の代表者と同一人物のままであることを要するものとする。ただし、当社取締役会が書面にて事前に了承した場合はこの限りでない。 ②新株予約券の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 | ①行使時点において、新株予約権者の代表者が、新株予約権割当時の代表者と同一人物のままであることを要するものとする。ただし、当社取締役会が書面にて事前に了承した場合はこの限りでない。 ②新株予約券の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成28年2月15日臨時株主総会決議及び平成28年2月15日取締役会決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成28年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成28年9月30日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 585(注)1 | 580(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 585(注)1 | 58,000(注)1、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 120,000(注)2 | 1,200(注)2、3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年3月1日～ 平成38年2月14日 | 平成30年3月1日～ 平成38年2月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格120,000 資本組入額60,000 | 発行価格1,200(注)3 資本組入額600(注)3 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ②新株予約権を引受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 | ①当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ②新株予約権を引受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | (注)4 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
前述の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
前述の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由
当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金 残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 平成24年4月26日 (注) 1 | — | 1,000 | 1,000 | 1,000 | — | — |
| 平成26年3月1日 (注) 2 | 9,142 | 10,142 | 47,550 | 48,550 | 25,000 | 25,000 |
| 平成26年3月31日 (注) 3 | 1,225 | 11,367 | 49,000 | 97,550 | 49,000 | 74,000 |
| 平成26年9月1日～ 平成26年11月30日 (注) 4 | 1,220 | 12,587 | 13,377 | 110,927 | 13,377 | 87,377 |
| 平成26年12月19日 (注) 5 | 800 | 13,387 | 40,000 | 150,927 | 40,000 | 127,377 |
| 平成27年1月1日～ 平成27年2月28日 (注) 6 | 1,250 | 14,637 | 13,706 | 164,633 | 13,706 | 141,083 |
| 平成27年3月1日～ 平成27年4月30日 (注) 7 | 2,090 | 16,727 | 22,916 | 187,550 | 22,916 | 164,000 |
| 平成27年10月2日 (注) 8 | 4,456 | 21,183 | 267,360 | 454,910 | 267,360 | 431,360 |
| 平成27年11月27日 (注) 9 | 833 | 22,016 | 49,980 | 504,890 | 49,980 | 481,340 |
| 平成28年7月30日 (注) 10 | 2,179,584 | 2,201,600 | — | 504,890 | — | 481,340 |

- (注) 1. 会社設立によるものであります。
2. 吸収合併に伴う新株発行によるものであります。
被合併会社 旧㈱エルテス 合併比率 1株：22.8株
なお、旧㈱エルテスの吸収合併に伴い、合併当日における旧㈱エルテスの株主に当社株式を交付いたしました。交付先は菅原貴弘、小林稔忠、瓜生健太郎、池田弘、Hero Holdings(株)、アントレプレナー投資事業組合であります。
3. 第三者割当増資による増資であります。
発行価格80,000円 資本組入額40,000円
割当先 ㈱電通625株、ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合600株
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 第三者割当増資による増資であります。
発行価格100,000円 資本組入額50,000円
割当先 みずほ成長支援投資事業有限責任組合500株、㈱コーエーテクモキャピタル200株、
香川証券㈱100株
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 新株予約権の行使による増加であります。
8. 第三者割当増資による増資であります。
発行価格120,000円 資本組入額60,000円
割当先 ㈱産業革新機構2,500株、㈱マイナビ416株、電通デジタル投資事業有限責任組合416株、
J A I C ーブリッジ2号投資事業有限責任組合125株、
岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合125株、
N B Cエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合41株、㈱T Sパートナーズ 833株
9. 第三者割当増資による増資であります。
発行価格120,000円 資本組入額60,000円
割当先 N T Tインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合833株
10. 株式分割（1：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年8月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 計 | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | — | — | 1 | 20 | — | — | 40 | 61 | — |
| 所有株式数(単元) | — | — | 100 | 9,347 | — | — | 12,569 | 22,016 | — |
| 所有株式数の割合(%) | — | — | 0.45 | 42.46 | — | — | 57.09 | 100 | — |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年8月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,201,600 | 22,016 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 2,201,600 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 22,016 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権（平成28年2月15日臨時株主総会決議及び平成28年2月15日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年2月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 当社従業員 24 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 本書提出日現在の付与対象者は、当社従業員1名の退職により、当社取締役3名、当社従業員23名であり、株式交付予定数は500株失効し、58,000株であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた利益還元を重要な経営課題であると認識しております。現在、当社は成長過程にあり一層の業容拡大を目指しており、獲得した資金については優先的に人材の採用育成、システム等の設備強化等の重要な事業投資に充て、当社の競争力の強化による将来の収益力向上や効率的な体制整備に有効に活用するため、会社設立以来、第5期事業年度を含めて配当は実施しておりません。

今後は、収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く事業環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となります。財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績や業況等を総合的に勘案し、配当の実施を判断させて頂く予定です。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率14.3%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------|-------|-----------------|---|----|--------------|
| 代表取締役 | 社長 | 菅原 貴弘 | 昭和54年 12月23日 | 平成16年4月 旧(株)エルテス設立代表取締役 平成24年4月 当社設立代表取締役社長(現任) | ※3 | 711,600 |
| 取締役 | 管理部長 | 松林 篤樹 | 昭和44年 10月14日 | 平成5年4月 大倉商事(株)入社 平成16年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成26年7月 当社入社取締役管理部長(現任) | ※3 | 20,000 |
| 取締役 | 事業本部長 | 紺野 祐樹 | 昭和53年 10月16日 | 平成14年4月 新日鉄ソリューションズ(株)(現 新日鉄住金ソリューションズ(株))入社 平成21年4月 (株)シグマックス入社 平成23年2月 (株)コーポレートディレクション入社 平成26年9月 当社入社 平成27年3月 当社事業本部長(現任) 平成27年10月 当社取締役(現任) | ※3 | 5,000 |
| 取締役 | — | 羽藤 秀雄 | 昭和32年 9月3日 | 昭和56年4月 通商産業省入省 平成21年9月 消費者庁審議官 平成25年6月 特許庁長官 平成26年11月 (株)国際社会経済研究所入社 特別研究主幹 平成27年5月 当社取締役(現任) 平成27年7月 (株)グローバル知的財産パートナーズ取締役 平成28年2月 当社取締役会長 平成28年6月 住友電気工業(株)常務執行役員(現任) | ※3 | 10,000 |
| 常勤監査役 | — | 奥山 成美 | 昭和54年 8月12日 | 平成12年4月 三菱電機情報ネットワーク(株)(現 三菱電機インフォメーションネットワーク(株))入社 平成17年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成26年5月 奥山成美公認会計士事務所設立所長(現任) 平成27年5月 当社監査役(現任) | ※4 | 5,000 |
| 監査役 | — | 本橋 広行 | 昭和49年 8月15日 | 平成9年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成24年9月 本橋公認会計士事務所設立所長(現任) 平成24年12月 (株)みんなのウェディング監査役 平成25年9月 旧(株)エルテス監査役 平成26年3月 当社監査役(現任) 平成27年7月 (株)アグリクラスター取締役(現任) | ※4 | 5,000 |
| 監査役 | — | 高橋 宜治 | 昭和26年 4月18日 | 昭和49年4月 (株)日本リクルートセンター(現 (株)リクルートホールディングス)入社 平成6年2月 (株)セガ・エンタープライゼス(現 (株)セガゲームス)入社 平成8年9月 (株)ワイズ・ステージ設立代表取締役 平成14年4月 (株)ニッセン(現 (株)ニッセンホールディングス)監査役 平成25年9月 旧(株)エルテス監査役 平成26年3月 当社監査役(現任) | ※4 | 5,000 |
| 計 | | | | | | 761,600 |

- (注) 1. 取締役羽藤 秀雄は、社外取締役であります。
 2. 監査役奥山 成美、本橋 広行及び高橋 宜治は、社外監査役であります。
 3. 平成28年7月29日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 平成28年7月29日開催の臨時株主総会終結の時から、平成32年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 当社は、意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

| 役名 | 職名 | 氏名 |
|------|-----------|--------|
| 執行役員 | 経営企画室長 | 五十嵐 洋次 |
| 執行役員 | マーケティング部長 | 安達 亮介 |

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが、長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

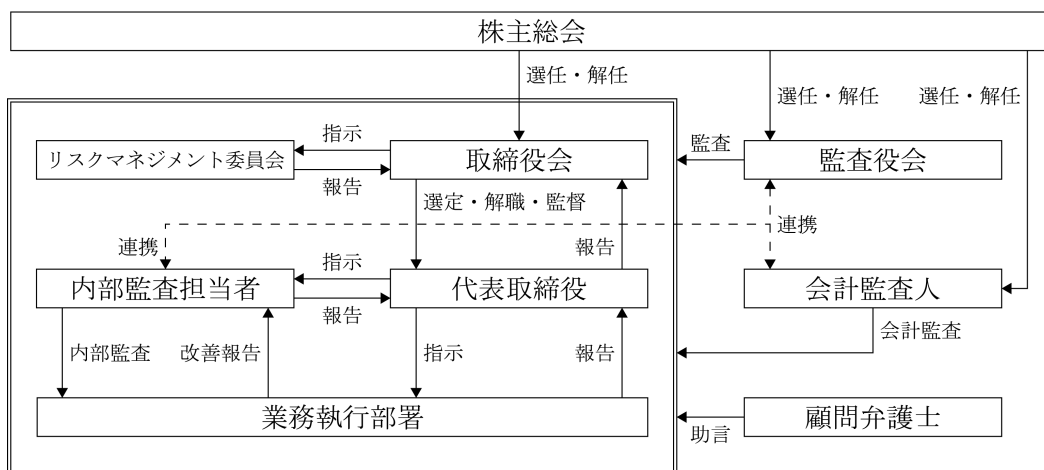
② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

ロ 当社の機関体制の模式図は次のとおりであります。

コーポレートガバナンス体制図



ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

ア 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて、臨時取締役会をその都度開催しております。

イ 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、監査役監査基準・計画に基づき、重要会議の出席、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、監査の実効性確保に努めております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社では、各種社内規程を整備し、規程遵守の徹底を図っております。また、財務報告に係る内部統制基本方針を定め、内部統制システムが有効に機能するための体制を整備しております。

ニ 内部監査、監査役監査の状況

内部監査につきましては、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当者1名が所属する部署を除き、年度計画に基づき内部監査業務を実施しております。内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から任命し、相互に牽制する体制としております。会社の財産及び業務を適正に把握し、業務執行が法令や社内規程に違反することのないよう、内部牽制体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長に報告し、改善の必要ある場合は是正指示を出しております。

監査役監査につきましては、原則、全ての取締役会に出席すると同時に、社長、取締役、重要な使用人との意見交換や重要書類の閲覧等を行うことで、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境を整備しております。また、内部監査担当者が、内部監査の計画及び結果等に関して監査役会に報告し、意見交換をする等、監査役会との連携を構築しております。監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、各監査機関での監査計画・監査結果の報告等、情報共有のための意見交換を定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

ホ 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は業務執行社員杉田純、岩田亘人、抜水信博であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。

なお、継続監査年数については、3名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

ヘ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特段定めておりませんが、(株)東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とする助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

社外取締役羽藤 秀雄氏は、消費者行政や知的財産権、企業ブランド、当社の属する業界や企業経営に知見を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献して頂けると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、住友電気工業(株)の常務執行役員であります。同社と当社との間には取引関係はありません。なお、同氏は、当社の株式及び新株予約権を保有しております。同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役3名は、それぞれ豊富な経営管理の経験と知識、公認会計士としての豊富な実務経験と専門的知識等を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため選任しております。

社外監査役奥山 成美氏は、公認会計士としての専門的な知見と監査法人における豊富な経験を有しており、ガバナンス上の課題や適切な内部統制構築に係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役本橋 広行氏は、公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び情報通信企業における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役高橋 宜治氏は、長年の実務経験と豊富な知識及び上場会社での監査役としての経験を有しており、当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にはその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

③ リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施しております。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することによりリスク解決を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。

また、社外監査役及び顧問弁護士を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

更に、法令遵守の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。なお、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合は、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の回復に努めます。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
最近事業年度における役員報酬等は以下の通りであります。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|----------------|-----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 22,335 | 22,335 | — | — | — | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | — | — | — | — | — | — |
| 社外取締役 | 4,800 | 4,800 | — | — | — | 3 |
| 社外監査役 | 8,610 | 8,610 | — | — | — | 3 |

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と定められております。また、監査役の報酬額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。これらの報酬額の決定は、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄
貸借対照表計上額の合計額 20,000千円

- ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

(最近事業年度)

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役の定数は5名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑨ 社外取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 5,000 | 4,600 | 6,500 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、株式公開を前提とした予備調査及び財務調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえで、監査役会の同意を得て監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)及び当事業年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年2月28日) | 当事業年度 (平成28年2月29日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 155,446 | 937,665 |
| 受取手形 | 2,164 | 32,498 |
| 売掛金 | 77,395 | 106,995 |
| 前払費用 | 11,899 | 12,924 |
| 繰延税金資産 | 37,469 | 7,265 |
| その他 | 3,209 | — |
| 貸倒引当金 | △5,363 | △2,588 |
| 流動資産合計 | 282,221 | 1,094,760 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 25,370 | 27,110 |
| 減価償却累計額 | △7,149 | △10,116 |
| 建物附属設備（純額） | 18,221 | 16,994 |
| 工具、器具及び備品 | 13,083 | 8,341 |
| 減価償却累計額 | △8,051 | △4,365 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 5,031 | 3,976 |
| 有形固定資産合計 | 23,252 | 20,970 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 15,556 | 13,228 |
| その他 | 6,896 | 59 |
| 無形固定資産合計 | 22,453 | 13,287 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | — | 20,000 |
| 破産更生債権等 | 1,854 | 3,015 |
| 長期前払費用 | 2,303 | 4,275 |
| 繰延税金資産 | 2,745 | 4,095 |
| 敷金 | 28,064 | 29,398 |
| その他 | 10 | — |
| 貸倒引当金 | △1,720 | △2,795 |
| 投資その他の資産合計 | 33,256 | 57,988 |
| 固定資産合計 | 78,962 | 92,246 |
| 資産合計 | 361,184 | 1,187,006 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年2月28日) | 当事業年度 (平成28年2月29日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 8,477 | 8,149 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 28,436 | 20,004 |
| 未払金 | 27,260 | 42,166 |
| 未払費用 | 26,802 | 34,479 |
| 未払法人税等 | 2,040 | 17,529 |
| 前受金 | 3,781 | 16,357 |
| 預り金 | 6,687 | 1,938 |
| その他 | 8,103 | 35,182 |
| 流動負債合計 | 111,587 | 175,807 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 41,176 | 33,340 |
| 固定負債合計 | 41,176 | 33,340 |
| 負債合計 | 152,763 | 209,147 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 164,633 | 504,890 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 141,083 | 481,340 |
| 資本剰余金合計 | 141,083 | 481,340 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △97,296 | △8,371 |
| 利益剰余金合計 | △97,296 | △8,371 |
| 株主資本合計 | 208,420 | 977,859 |
| 純資産合計 | 208,420 | 977,859 |
| 負債純資産合計 | 361,184 | 1,187,006 |

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年8月31日)

| | |
|------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 985,410 |
| 受取手形及び売掛金 | 129,185 |
| その他 | 37,437 |
| 貸倒引当金 | △2,406 |
| 流動資産合計 | 1,149,627 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 23,960 |
| 無形固定資産 | 11,189 |
| 投資その他の資産 | |
| その他 | 57,834 |
| 貸倒引当金 | △2,675 |
| 投資その他の資産合計 | 55,158 |
| 固定資産合計 | 90,308 |
| 資産合計 | 1,239,936 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 13,294 |
| 未払法人税等 | 54,287 |
| 賞与引当金 | 16,127 |
| その他 | 106,917 |
| 流動負債合計 | 190,627 |
| 負債合計 | 190,627 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 504,890 |
| 資本剰余金 | 481,340 |
| 利益剰余金 | 63,077 |
| 株主資本合計 | 1,049,308 |
| 純資産合計 | 1,049,308 |
| 負債純資産合計 | 1,239,936 |

② 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|------------------------|--|--|
| 売上高 | 649,119 | 960,386 |
| 売上原価 | 283,751 | 320,717 |
| 売上総利益 | 365,368 | 639,668 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1, ※2 516,381 | ※1, ※2 504,523 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | △151,013 | 135,144 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 29 | 92 |
| 受取家賃 | 281 | — |
| 還付加算金 | — | 44 |
| その他 | — | 4 |
| 営業外収益合計 | 311 | 142 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,488 | 656 |
| 株式交付費 | 963 | 2,689 |
| 営業外費用合計 | 2,452 | 3,345 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | △153,154 | 131,941 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | ※3 418 | — |
| 特別利益合計 | 418 | — |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ※4 1,649 | ※4 120 |
| 特別損失合計 | 1,649 | 120 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△) | △154,385 | 131,820 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 571 | 14,041 |
| 法人税等調整額 | △36,294 | 28,854 |
| 法人税等合計 | △35,722 | 42,895 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △118,662 | 88,925 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) | |
|-------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | | 129,919 | 45.8 | 171,925 | 53.6 |
| II 経費 | ※ | 153,831 | 54.2 | 148,792 | 46.4 |
| 売上原価 | | 283,751 | 100.0 | 320,717 | 100.0 |

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-----------|-----------|-----------|
| 外注費 | 77,113 | 57,614 |
| 地代家賃 | 24,337 | 34,330 |
| システム運用管理費 | 35,105 | 25,209 |

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 661,878 |
| 売上原価 | 232,024 |
| 売上総利益 | 429,853 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 313,194 |
| 営業利益 | 116,659 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 4 |
| 雑収入 | 14 |
| 営業外収益合計 | 19 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 170 |
| 株式公開費用 | 2,274 |
| 営業外費用合計 | 2,444 |
| 経常利益 | 114,234 |
| 税引前四半期純利益 | 114,234 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 50,062 |
| 法人税等調整額 | △7,277 |
| 法人税等合計 | 42,785 |
| 四半期純利益 | 71,448 |

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | |
|----------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,000 | — | — |
| 当期変動額 | | | |
| 合併による増加 | 47,550 | 25,000 | 25,000 |
| 新株の発行 | 89,000 | 89,000 | 89,000 |
| 新株予約権の行使 | 27,083 | 27,083 | 27,083 |
| 当期純損失(△) | | | |
| 当期変動額合計 | 163,633 | 141,083 | 141,083 |
| 当期末残高 | 164,633 | 141,083 | 141,083 |

| | 株主資本 | | | 純資産合計 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | △8,396 | △8,396 | △7,396 | △7,396 |
| 当期変動額 | | | | |
| 合併による増加 | 29,761 | 29,761 | 102,311 | 102,311 |
| 新株の発行 | | | 178,000 | 178,000 |
| 新株予約権の行使 | | | 54,167 | 54,167 |
| 当期純損失(△) | △118,662 | △118,662 | △118,662 | △118,662 |
| 当期変動額合計 | △88,900 | △88,900 | 215,816 | 215,816 |
| 当期末残高 | △97,296 | △97,296 | 208,420 | 208,420 |

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | |
|----------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 164,633 | 141,083 | 141,083 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 317,340 | 317,340 | 317,340 |
| 新株予約権の行使 | 22,916 | 22,916 | 22,916 |
| 当期純利益 | | | |
| 当期変動額合計 | 340,256 | 340,256 | 340,256 |
| 当期末残高 | 504,890 | 481,340 | 481,340 |

| | 株主資本 | | | 純資産合計 |
|----------|----------|---------|---------|---------|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | △97,296 | △97,296 | 208,420 | 208,420 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | 634,680 | 634,680 |
| 新株予約権の行使 | | | 45,833 | 45,833 |
| 当期純利益 | 88,925 | 88,925 | 88,925 | 88,925 |
| 当期変動額合計 | 88,925 | 88,925 | 769,439 | 769,439 |
| 当期末残高 | △8,371 | △8,371 | 977,859 | 977,859 |

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△) | △154,385 | 131,820 |
| 減価償却費 | 18,904 | 18,207 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | 2,570 | △1,698 |
| 受取利息 | △29 | △92 |
| 支払利息 | 1,488 | 656 |
| 株式交付費 | 963 | 2,689 |
| 固定資産売却益 | △418 | — |
| 固定資産除却損 | 1,649 | 120 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △29,590 | △47,356 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | 1,570 | △328 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | 6,692 | 15,540 |
| 未払費用の増減額 (△は減少) | 20,124 | 7,677 |
| その他 | 3,958 | 20,908 |
| 小計 | △126,500 | 148,144 |
| 利息の受取額 | 29 | 92 |
| 利息の支払額 | △1,488 | △656 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | △13,238 | 2,629 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △141,198 | 150,210 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △14,892 | △3,196 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1,442 | — |
| 無形固定資産の取得による支出 | △14,833 | △2,996 |
| 投資有価証券の取得による支出 | — | △20,000 |
| 敷金の差入による支出 | △17,170 | △3,404 |
| 敷金の回収による収入 | 4,800 | 40 |
| その他 | 100 | 10 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △40,554 | △29,547 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | — | 30,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | — | △30,000 |
| 長期借入れによる収入 | — | 50,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △32,796 | △66,268 |
| 株式の発行による収入 | 231,203 | 677,824 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 198,407 | 661,556 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 16,654 | 782,218 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 58 | 155,446 |
| 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額 | ※2 138,734 | — |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 155,446 | ※1 937,665 |

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) |
|-------------------------|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前四半期純利益 | 114,234 |
| 減価償却費 | 9,984 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | △302 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | 16,127 |
| 受取利息 | △4 |
| 支払利息 | 170 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 2,291 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | 5,145 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △12,915 |
| その他の資産の増減額 (△は増加) | △8,545 |
| その他の負債の増減額 (△は減少) | △1,902 |
| 小計 | 124,283 |
| 利息の受取額 | 4 |
| 利息の支払額 | △170 |
| 法人税等の支払額 | △13,902 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 110,215 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △5,685 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △3,228 |
| その他 | △213 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △9,126 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金の返済による支出 | △53,344 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △53,344 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 47,744 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 937,665 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※1 985,410 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に3年）に基づいております。

2 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に3年）に基づいております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成30年2月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響額は評価中です。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-------|--|--|
| 広告宣伝費 | 42,404千円 | 26,727千円 |
| 役員報酬 | 62,940 " | 35,745 " |
| 給与手当 | 88,881 " | 150,133 " |
| 法定福利費 | 16,619 " | 26,116 " |
| 採用教育費 | 45,624 " | 21,808 " |
| 地代家賃 | 26,833 " | 29,137 " |
| 支払報酬 | 44,202 " | 42,017 " |
| 業務委託費 | 39,870 " | 26,830 " |

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-------|--|--|
| 一般管理費 | 697千円 | 1,467千円 |

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-------|--|--|
| 車両運搬具 | 418千円 | — |

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-----------|--|--|
| 建物附属設備 | 601千円 | — |
| 工具、器具及び備品 | — | 120千円 |
| ソフトウェア | 1,048 " | — |
| 計 | 1,649千円 | 120千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|--------|----|--------|
| 普通株式(株) | 1,000 | 13,637 | — | 14,637 |

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|-----------------|--------|
| 旧㈱エルテスとの合併による増加 | 9,142株 |
| 第三者割当増資による増加 | 2,025株 |
| 新株予約権の行使による増加 | 2,470株 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|----------|------------|--------------|-------|-------|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | — | 4,560 | 2,470 | 2,090 | — |
| 合計 | | — | 4,560 | 2,470 | 2,090 | — |

(注) 1. 第1回新株予約権の増加は、旧㈱エルテスとの合併に際し、旧㈱エルテスより承継し付与したものであります。

2. 第1回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-------|----|--------|
| 普通株式(株) | 14,637 | 7,379 | — | 22,016 |

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---------------|--------|
| 第三者割当増資による増加 | 5,289株 |
| 新株予約権の行使による増加 | 2,090株 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------------------------|------------|--------------|-------|-------|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 2,090 | — | 2,090 | — | — |
| 第2回新株予約権 | 普通株式 | — | 1,600 | — | 1,600 | — |
| 第3回ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| 合計 | | 2,090 | 1,600 | 2,090 | 1,600 | — |

- (注) 1. 第1回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。
 2. 第2回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 3. 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金 | 155,446千円 | 937,665千円 |
| 現金及び現金同等物 | 155,446千円 | 937,665千円 |

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

当事業年度に合併した旧㈱エルテスより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

| | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 198,534千円 |
| 固定資産 | 58,382 " |
| 資産合計 | 256,916千円 |
| 流動負債 | 84,993千円 |
| 固定負債 | 69,612 " |
| 負債合計 | 154,605千円 |

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 155,446 | 155,446 | — |
| (2) 受取手形 | 2,164 | 2,164 | — |
| (3) 売掛金 (※1) | 72,032 | 72,032 | — |
| 資産計 | 229,644 | 229,644 | — |
| (1) 買掛金 | 8,477 | 8,477 | — |
| (2) 未払金 | 27,260 | 27,260 | — |
| (3) 未払費用 | 26,802 | 26,802 | — |
| (4) 長期借入金 (※2) | 69,612 | 69,890 | 278 |
| 負債計 | 132,151 | 132,430 | 278 |

(※1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

| 区分 | 平成27年2月28日 |
|--------|------------|
| 敷金 (※) | 28,064 |

(※) 敷金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 155,446 | — | — | — |
| 受取手形 | 2,164 | — | — | — |
| 売掛金 | 77,395 | — | — | — |
| 合計 | 235,007 | — | — | — |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 28,436 | 27,003 | 8,670 | 3,451 | 2,052 | — |
| 合計 | 28,436 | 27,003 | 8,670 | 3,451 | 2,052 | — |

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 937,665 | 937,665 | — |
| (2) 受取手形 | 32,498 | 32,498 | — |
| (3) 売掛金 (※1) | 104,406 | 104,406 | — |
| 資産計 | 1,074,570 | 1,074,570 | — |
| (1) 買掛金 | 8,149 | 8,149 | — |
| (2) 未払金 | 42,166 | 42,166 | — |
| (3) 未払費用 | 34,479 | 34,479 | — |
| (4) 長期借入金 (※2) | 53,344 | 53,394 | 50 |
| 負債計 | 138,138 | 138,188 | 50 |

(※1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 平成28年2月29日 |
|------------|------------|
| 投資有価証券(※1) | 20,000 |
| 敷金(※2) | 29,398 |

(※1) 投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(※2) 敷金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 937,665 | — | — | — |
| 受取手形 | 32,498 | — | — | — |
| 売掛金 | 106,995 | — | — | — |
| 合計 | 1,077,159 | — | — | — |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 20,004 | 9,996 | 9,996 | 9,996 | 3,352 | — |
| 合計 | 20,004 | 9,996 | 9,996 | 9,996 | 3,352 | — |

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | |
|-----------------|--|
| 決議年月日 | 平成28年2月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役3 当社従業員24 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式58,500 |
| 付与日 | 平成28年2月29日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 対象期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成30年3月1日～平成38年2月14日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年7月30日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | |
|----------|------------|
| 決議年月日 | 平成28年2月15日 |
| 権利確定前(株) | |
| 前事業年度末 | — |
| 付与 | 58,500 |
| 失効 | 500 |
| 権利確定 | — |
| 未確定残 | 58,000 |
| 権利確定後(株) | |
| 前事業年度末 | — |
| 権利確定 | — |
| 権利行使 | — |
| 失効 | — |
| 未行使残 | — |

(注) 平成28年7月30日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

| | |
|-------------------|------------|
| 決議年月日 | 平成28年2月15日 |
| 権利行使価格(円) | 1,200 |
| 行使時平均株価(円) | — |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — |

(注) 平成28年7月30日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | — 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | — 千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(平成27年2月28日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 40,554千円 |
| 未払事業税 | 513 〃 |
| 未払賞与 | 2,921 〃 |
| 貸倒引当金 | 2,408 〃 |
| 減価償却超過額 | 10,763 〃 |
| その他 | 4,042 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 61,204千円 |
| 評価性引当額 | △20,990 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 40,214千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。また、当事業年度中に資本金が1億円超となり、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の39.4%から35.6%となっております。

この税率変更により繰延税金資産の金額は4,276千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成28年2月29日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 1,609千円 |
| 未払賞与 | 3,494 〃 |
| 貸倒引当金 | 1,663 〃 |
| 減価償却超過額 | 9,862 〃 |
| その他 | 5,607 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 22,235千円 |
| 評価性引当額 | △10,875 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 11,360千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 35.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.3% |
| 住民税均等割 | 0.8% |
| 評価性引当額増減 | △7.7% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.7% |
| その他 | 0.8% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.5% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となっております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

共通支配下の取引等

当社は平成26年3月1日付で、環境の変化に対応し得る体制の確立に向け、経営基盤の強化による経営効率の向上を図ることを目的として、関係会社である旧㈱エルテスと合併いたしました。合併に関する事項の概要は以下のとおりであります。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業(存続会社)

エヌアールピー㈱

(事業内容: インターネットを利用した各種情報サービス)

被結合企業(消滅会社)

旧㈱エルテス

(事業内容: インターネットを利用した各種情報サービス)

(2) 企業結合の法的形式

旧㈱エルテスを消滅会社、エヌアールピー㈱を存続会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

㈱エルテス

(存続会社エヌアールピー㈱は平成26年3月1日に商号変更いたしました。)

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | ソーシャルリスク コンサルティ ングサービス | ソーシャルリス クモニタリ ングサ ービス | その他 | 合計 |
|-----------|------------------------------|--------------------------------|-------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 525,992 | 119,155 | 3,971 | 649,119 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | ソーシャルリス クコンサルティ ングサービス | ソーシャルリス クモニタリ ングサ ービス | その他 | 合計 |
|-----------|------------------------------|--------------------------------|--------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 652,998 | 290,308 | 17,079 | 960,386 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|--------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 菅原 貴弘 | - | - | 代表取締役社長 | (被所有)直接50.6 | 債務被保証 | 当社銀行借入に対する債務被保証※1 | 69,612 | - | - |
| | | | | | | | 当社不動産賃貸借契約の債務被保証※2 | 51,418 | - | - |
| | | | | | | 株式の交付 | 合併に伴う株式の交付※3 | 71,694 | - | - |

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
- ※2. 不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
- ※3. 当社と旧榊エルテスとの合併による株式の交付であり、同取引は第三者算定機関による合併比率(旧榊エルテスの普通株式1株に対して当社の普通株式22.8株)に基づいております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--|--------------------------|-----------|------------------|-----------------|---------------------------|---------------|--------------------------------|--------------|----|------------------|
| 役員 | 菅原 貴弘 | - | - | 代表 取締役 社長 | (被所有) 直接33.5 間接 4.3 | 債務 被保証 | 当社銀行借入に 対する 債務被保証 ※1 | 53,344 | - | - |
| | | | | | | | 当社不動産 賃貸借契約の 債務被保証 ※2 | 38,561 | - | - |
| 役員が 議決権 の過半 数を所 有して いる会 社等 | ㈱T S パート ナーズ (注) 3 | 東京都 港区 | 6,000 | 資産管理 | (被所有) 直接 4.3 | 役員 の 兼任 | 新株予約権 の行使 ※3 | 15,131 | - | - |
| | | | | | | | 増資の引受 ※4 | 99,960 | - | - |

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。

※2. 不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。

※3. 平成26年1月31日の臨時株主総会決議に基づき付与された、第1回新株予約権の行使であります。

※4. 当社が行った第三者割当増資を1株120,000円で引き受けたものであります。

3. ㈱T S パートナーズは、当社役員の菅原貴弘が議決権の100%を直接保有しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|-----------------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 142.39円 | 444.16円 |
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) | △100.80円 | 47.92円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 | | |
| 当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円) | △118,662 | 88,925 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)(千円) | △118,662 | 88,925 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,177,173 | 1,855,785 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の 概要 | 新株予約権1種類(新株予 約権の数2,090個) | 新株予約権2種類(新株予 約権の数2,185個) |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (平成27年2月28日) | 当事業年度 (平成28年2月29日) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 208,420 | 977,859 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 208,420 | 977,859 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株 式の数(株) | 1,463,700 | 2,201,600 |

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年7月6日開催の取締役会決議に基づき、平成28年7月30日付で株式分割を行っております。

また、平成28年7月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式分割は、分割により当社株式の投資単位を引下げるとともに流動性を高めることを目的としております。また、単元株制度は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第205条第9号の規定に基づき、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 分割の割合及び時期

平成28年7月29日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。また、株式分割及び単元株の効力発生日は平成28年7月30日であります。

3. 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式数 | 22,016株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 2,179,584株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 2,201,600株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 8,800,000株 |

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該分割による1株当たり情報に与える影響は「1株当たり情報」の注記をご参照ください

(本社の移転について)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会において、本社を移転することを決議致しました。本社移転の概要につきましては、以下のとおりであります。

1. 新本社所在地

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング6階

2. 移転時期

平成29年2月予定

3. 移転目的

今後の成長を見据え、人員増加に対応するとともに、より高度なセキュリティや業務継続性といったオフィス機能を強化し、ワンフロア化によりさらなる業務効率化を図り、営業活動促進や人材採用面での優位性確保のため、より優れた立地へ本店を移転するものであります。

4. 業績に与える影響

本社移転に伴う平成29年2月期の当社業績への影響は現在算定中であります。

【注記事項】

(会計方針の変更等)

| 当第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) | |
|--|--|
| (会計方針の変更) | |
| (企業結合に関する会計基準等の適用) | |
| <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期会計期間の四半期財務諸表に反映させる方法に変更しております。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。</p> <p>なお、この変更による四半期財務諸表に与える影響はありません。</p> | |
| (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) | |
| <p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による四半期財務諸表に与える影響はありません。</p> | |

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 当第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) |
|----------|---|
| 役員報酬 | 28,550千円 |
| 給与手当 | 84,716 〃 |
| 賞与引当金繰入額 | 9,376 〃 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) |
|-----------|---|
| 現金及び預金 | 985,410千円 |
| 現金及び現金同等物 | 985,410千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 32円45銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純利益金額(千円) | 71,448 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(千円) | 71,448 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,201,600 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | — |

- (注) 1. 当社は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(本社の移転について)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会において、本사를移転することを決議致しました。本社移転の概要につきましては、以下のとおりであります。

1. 新本社所在地
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング6階
2. 移転時期
平成29年2月予定
3. 移転目的
今後の成長を見据え、人員増加に対応するとともに、より高度なセキュリティや業務継続性といったオフィス機能を強化し、ワンフロア化によりさらなる業務効率化を図り、営業活動促進や人材採用面での優位性確保のため、より優れた立地へ本店を移転するものであります。
4. 業績に与える影響
本社移転に伴う平成29年2月期の当社業績への影響は現在算定中であります。

⑤ 【附属明細表】（平成28年2月29日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

| | | 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額(千円) |
|------------|-------------|---------------|--------|--------------|
| 投資 有価証券 | その他 有価証券 | S A T O R I 株 | 2,000 | 20,000 |
| | | 小計 | 2,000 | 20,000 |
| 計 | | | 2,000 | 20,000 |

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 25,370 | 1,739 | — | 27,110 | 10,116 | 2,966 | 16,994 |
| 工具、器具及び備品 | 13,083 | 1,356 | 6,098 | 8,341 | 4,365 | 2,291 | 3,976 |
| 有形固定資産計 | 38,453 | 3,096 | 6,098 | 35,452 | 14,481 | 5,257 | 20,970 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 26,700 | 8,590 | 3,812 | 31,478 | 18,250 | 10,919 | 13,228 |
| その他 | 6,896 | — | 6,837 | 59 | — | — | 59 |
| 無形固定資産計 | 33,597 | 8,590 | 10,649 | 31,538 | 18,250 | 10,919 | 13,287 |
| 長期前払費用 | 2,303 | 3,007 | 1,035 | 4,275 | — | — | 4,275 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 28,436 | 20,004 | 1.0 | — |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 41,176 | 33,340 | 0.6 | 平成29年3月25日～ 平成32年6月25日 |
| 合計 | 69,612 | 53,344 | — | — |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 9,996 | 9,996 | 9,996 | 3,352 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 7,083 | 3,556 | 2,532 | 2,722 | 5,384 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年2月29日現在)

① 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 209 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 937,455 |
| 合計 | 937,665 |

② 受取手形

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| (株)電通 | 17,247 |
| (株)電通パブリックリレーションズ | 7,704 |
| 日本事務器(株) | 7,200 |
| (株)アサツー ディ・ケイ | 345 |
| 合計 | 32,498 |

期日別内訳

| 期日 | 金額(千円) |
|-----------|--------|
| 平成28年3月満期 | 13,141 |
| 4月満期 | 12,486 |
| 5月満期 | 4,733 |
| 6月満期 | 2,136 |
| 合計 | 32,498 |

③ 売掛金
相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------------|---------|
| ㈱電通パブリックリレーションズ | 5,196 |
| ㈱電通 | 4,548 |
| K&Dコンサルティング㈱ | 2,754 |
| エデルマン・ジャパン㈱ | 2,073 |
| 日本コーンスターチ㈱ | 1,954 |
| その他 | 90,468 |
| 合計 | 106,995 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) | 当期発生高(千円) | 当期回収高(千円) | 当期末残高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) (A)+(D) <u>2</u> <u>(B)</u> 366 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|---|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | |
| 77,395 | 1,021,187 | 991,588 | 106,995 | 90.3 | 33 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|--------|
| ㈱ジーニアス | 1,903 |
| ㈱えきな | 1,448 |
| ㈱Faber Company | 1,053 |
| グーラン㈱ | 972 |
| 鈴木高洋 | 533 |
| その他 | 2,237 |
| 合計 | 8,149 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--------------|--|
| 事業年度 | 毎年3月1日から翌年2月末日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日から3ヶ月以内 |
| 基準日 | 毎年2月末日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年8月31日、毎年2月末日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え(注)1 | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 |
| 取次所 | 東京証券代行株式会社 各取次所 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | — |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 |
| 取次所 | — |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://eltes.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません |

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項は無くなる予定です。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---------------|-----------|------------------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------------|---------|--------------------------------|-----------------------|
| 平成26年6月30日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 松林篤樹 | 東京都港区 | — | 200 | 11,614,000 (58,070) (注)5 | 所有者の事情による(新株予約権の移動) |
| 平成26年9月26日 | — | — | — | 松林篤樹 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の取締役) | 200 | 4,386,000 (21,930) (注)6 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成26年10月23日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 榊TSパートナーズ代表取締役菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | 1,000 | 58,070,000 (58,070) (注)5 | 所有者の事情による(新株予約権の移動) |
| 平成26年10月23日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 高木健美 | 埼玉県上尾市 | — | 25 | 1,451,750 (58,070) (注)5 | 事業上の関係強化のため(新株予約権の移動) |
| 平成26年10月23日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 川崎史顕 | 東京都品川区 | — | 60 | 3,484,200 (58,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年10月23日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 江口夏郎 | 東京都千代田区 | — | 125 | 7,258,750 (58,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年10月23日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 高橋宜治 | 埼玉県さいたま市浦和区 | 特別利害関係者等(当社の監査役) | 50 | 2,903,500 (58,070) (注)5 | 当社の資本政策による(新株予約権の移動) |
| 平成26年10月23日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 本橋広行 | 埼玉県戸田市 | 特別利害関係者等(当社の監査役) | 50 | 2,903,500 (58,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年10月31日 | — | — | — | 川崎史顕 | 東京都品川区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 60 | 1,315,800 (21,930) (注)6 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成26年10月31日 | — | — | — | 高橋宜治 | 埼玉県さいたま市浦和区 | 特別利害関係者等(当社の監査役) | 50 | 1,096,500 (21,930) (注)6 | 同上 |
| 平成26年11月6日 | — | — | — | 江口夏郎 | 東京都千代田区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 125 | 2,741,250 (21,930) (注)6 | 同上 |
| 平成26年11月12日 | — | — | — | 本橋広行 | 埼玉県戸田市 | 特別利害関係者等(当社の監査役) | 50 | 1,096,500 (21,930) (注)6 | 同上 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|--------------------|-------------------|---------------------------------------|------------------------|-------------------|---------------------------------------|---------|--------------------------------|-----------------------|
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | ㈱ぼど代表取締役倉橋泰 | 東京都品川区上大崎2-13-17 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 事業上の関係強化のため(新株予約権の移動) |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 野田勝憲 | 東京都世田谷区 | — | 100 | 7,807,000 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 澤田貴司 | 東京都世田谷区 | — | 30 | 2,342,100 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 木村純 | 東京都中野区 | — | 100 | 7,807,000 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 飯嶋庸夫 | 東京都千代田区 | — | 100 | 7,807,000 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 寒川良作 | 東京都港区 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | インターウォーズ㈱代表取締役吉井信隆 | 東京都中央区銀座6-13-16 | — | 30 | 2,342,100 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 山本邦彦 | 新潟県胎内市 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 鎌田正彦 | 東京都港区 | — | 100 | 7,807,000 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 倉橋泰 | 東京都品川区 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成26年11月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 七海秀之 | 埼玉県朝霞市 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年1月6日 | — | — | — | ㈱TSパートナーズ代表取締役菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | 100 | 2,193,000 (21,930) (注)6 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年1月13日 | ㈱TSパートナーズ代表取締役菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | ブルーストーンキャピタル㈱代表取締役菅下清廣 | 東京都港区海岸1-2-3 | — | 50 | 5,000,000 (100,000) (注)5 | 事業上の関係強化のため |
| 平成27年1月13日 | ㈱TSパートナーズ代表取締役菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 菅下清廣 | 神奈川県横浜市青葉区 | — | 50 | 5,000,000 (100,000) (注)5 | 同上 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|---------------|-----------|------------------------------|----------------------|-------------------|---------------------------------------|---------|--------------------------------|-----------------------|
| 平成27年1月15日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 宮前幸央 | シンガポール国 | — | 1,000 | 78,070,000 (78,070) (注)5 | 事業上の関係強化のため(新株予約権の移動) |
| 平成27年1月31日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 横田誠 | 埼玉県さいたま市南区 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年2月24日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 清水剛 | 東京都目黒区 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年2月24日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | ㈱ティ・エイチ・ワン代表取締役 廣岡哲也 | 東京都豊島区目白3-10-4 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年2月24日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 武永修一 | 東京都港区 | — | 30 | 2,342,100 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年2月25日 | — | — | — | 宮前幸央 | シンガポール国 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 1,000 | 21,930,000 (21,930) (注)6 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年2月27日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 紺野祐樹 | 東京都港区 | 当社従業員 | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 当社の資本政策による(新株予約権の移動) |
| 平成27年2月27日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 五十嵐洋次 | 東京都西東京市 | 当社従業員 | 30 | 2,342,100 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年2月27日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 水野雄太 | 東京都千代田区 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 事業上の関係強化のため(新株予約権の移動) |
| 平成27年2月27日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 松木悠宣 | 東京都千代田区 | — | 150 | 11,710,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年2月27日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 西江肇司 | 東京都渋谷区 | — | 100 | 7,807,000 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年3月10日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | ㈱アドベンチャー代表取締役 中村俊一 | 東京都港区白金台2-26-10 | — | 500 | 39,035,000 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年3月10日 | — | — | — | ㈱アドベンチャー代表取締役 中村俊一 | 東京都港区白金台2-26-10 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 500 | 10,965,000 (21,930) (注)6 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年3月10日 | — | — | — | ㈱TSパートナーズ代表取締役 菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | 50 | 1,096,500 (21,930) (注)6 | 同上 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|----------------------------|-------------------|---------------------------------------|------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|---------|---------------------------------|-----------------------|
| 平成27年3月11日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 八木理恵子 | 中華人民共和国香港特別行政区 | — | 200 | 15,614,000 (78,070) (注)5 | 事業上の関係強化のため(新株予約権の移動) |
| 平成27年3月11日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | ㈱ターン・アラウンド・マネジメント 代表取締役 加藤智治 | 大阪府豊中市緑丘1-4-7 | — | 80 | 6,245,600 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年3月11日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | ㈱ターン・アラウンド・マネジメント 代表取締役 加藤智治 | 同上 | — | 40 | 3,122,800 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年3月11日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 森山博暢 | 東京都世田谷区 | — | 120 | 9,368,400 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年3月20日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 清水秀雄 | 新潟県新潟市西区 | — | 50 | 3,903,500 (78,070) (注)5 | 同上 |
| 平成27年3月27日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | エルテス社員持株会 理事長 安達亮介 | 東京都港区新橋5-14-10 | 当社社員持株会 | 50 | 5,000,000 (100,000) (注)5 | 当社の資本政策による |
| 平成27年4月2日 | — | — | — | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | 640 | 14,035,200 (21,930) (注)6 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年4月6日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | 佐護勝紀 | 東京都港区 | — | 416 | 49,920,000 (120,000) (注)5 | 事業上の関係強化のため |
| 平成27年4月8日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 中村隆夫 | 東京都渋谷区 | 当社顧問 弁護士 | 5 | 600,000 (120,000) (注)5 | 同上 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|-------------------------------|---------------------|---------------------------------------|-------------------------------|---------------------|--------------------|---------|---------------------------------|-------------|
| 平成27年5月1日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) | 奥山成美 | 東京都墨田区 | 特別利害関係者等(当社の監査役) | 10 | 1,200,000 (120,000) (注)5 | 当社の資本政策による |
| 平成27年5月25日 | ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 羽藤秀雄 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 100 | 12,000,000 (120,000) (注)5 | 同上 |
| 平成27年12月14日 | 小林稔忠 | 東京都千代田区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | ㈱小林稔忠 代表取締役 小林稔忠 | 東京都千代田区一番町16-3-1201 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 342 | 41,040,000 (120,000) (注)5 | 所有者の事情による |
| 平成28年2月15日 | ㈱ティ・エイチ・ワン 代表取締役 廣岡哲也 | 東京都豊島区目白3-10-4 | — | ㈱小林稔忠 事務所 代表取締役 小林稔忠 | 東京都千代田区丸の内3-1-1-928 | 同上 | 50 | 5,000,000 (100,000) (注)5 | 同上 |
| 平成28年2月15日 | ㈱小林稔忠 事務所 代表取締役 小林稔忠 | 東京都千代田区丸の内3-1-1-928 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 瓜生健太郎 | 東京都文京区 | 同上 | 25 | 2,500,000 (100,000) (注)5 | 同上 |
| 平成28年2月15日 | ㈱小林稔忠 事務所 代表取締役 小林稔忠 | 同上 | 同上 | 小林稔忠 | 東京都千代田区 | 同上 | 25 | 2,500,000 (100,000) (注)5 | 同上 |
| 平成28年2月16日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 奥山成美 | 東京都墨田区 | 特別利害関係者等(当社の監査役) | 40 | 4,800,000 (120,000) (注)5 | 当社の資本政策による |
| 平成28年3月2日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | エルテス社員持株会 理事長 安達亮介 | 東京都港区新橋5-14-10 | 当社社員持株会 | 150 | 18,000,000 (120,000) (注)5 | 同上 |
| 平成28年3月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 瓜生健太郎 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 50 | 6,000,000 (120,000) (注)5 | 事業上の関係強化のため |
| 平成28年3月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | ㈱小林稔忠 代表取締役 小林稔忠 | 東京都千代田区一番町16-3-1201 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 20 | 2,400,000 (120,000) (注)5 | 同上 |
| 平成28年3月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 小林紀子 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等の二親等内の血族 | 10 | 1,200,000 (120,000) (注)5 | 同上 |
| 平成28年3月14日 | 菅原貴弘 | 同上 | 同上 | 毛利由加子 | 茨城県守谷市 | 同上 | 10 | 1,200,000 (120,000) (注)5 | 同上 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|---|----------------|------------------------------|--|---------------|--------------------|---------|----------------------------------|-------------|
| 平成28年3月14日 | 菅原貴弘 | 東京都港区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役) | 上野千寿子 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等の二親等内の血族 | 10 | 1,200,000 (120,000) (注)5 | 事業上の関係強化のため |
| 平成28年10月6日 | ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合 業務執行組合員 ㈱NTTドコモ・ベンチャーズ代表取締役社長 中山俊樹 | 東京都港区赤坂1-12-32 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション(株)代表取締役社長 塚本良江 | 東京都品川区大崎1-5-1 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 600 | 103,980,000 (173,300) (注)5 | 所有者の事情による |

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年3月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてされておりす。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされておりす。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされておりす。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされておりす。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされておりす。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカウントッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。
6. 移動価格は新株予約権の行使条件による価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 株式① | 株式② | 株式③ | 株式④ | 新株予約権① | 新株予約権② |
|-------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|---|---|
| 発行年月日 | 平成26年 3月31日 | 平成26年 12月19日 | 平成27年 10月2日 | 平成27年 11月27日 | 平成27年 8月28日 | 平成28年 2月29日 |
| 種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 第2回 新株予約権 | 第3回 新株予約権 (ストック・ オプション) |
| 発行数 | 1,225株 | 800株 | 4,456株 | 833株 | 普通株式 1,600株 | 普通株式 585株 (注)7 |
| 発行価格 | 80,000円 (注)5 | 100,000円 (注)5 | 120,000円 (注)5 | 120,000円 (注)5 | 120,000円 (注)6 | 120,000円 (注)6 |
| 資本組入額 | 40,000円 | 50,000円 | 60,000円 | 60,000円 | 60,000円 | 60,000円 |
| 発行価額の総額 | 98,000,000円 | 80,000,000円 | 534,720,000円 | 99,960,000円 | 192,000,000円 | 70,200,000円 |
| 資本組入額の総額 | 49,000,000円 | 40,000,000円 | 267,360,000円 | 49,980,000円 | 96,000,000円 | 35,100,000円 |
| 発行方法 | 第三者割当 | 第三者割当 | 第三者割当 | 第三者割当 | 平成27年8月 24日開催の臨 時株主総会に おいて、会社 法の第236条の 規定に基づく 新株予約権の 付与に関する 決議を行って おります。 | 平成28年2月 15日開催の臨 時株主総会に おいて、会社 法の第236条 の規定に基づ く新株予約権 の付与(ストック・ オプション)に 関する決議を行 っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | — | — | (注)2. | (注)2. | (注)3. | (注)4. |

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年2月29日であります。

2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過しない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
4. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権②については、従業員の退職により5株失効しており、発行数は580株であります。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| | 新株予約権① | 新株予約権② |
|----------------|--|--|
| 行使時の払込金額 | 1株につき120,000円 | 1株につき120,000円 |
| 行使期間 | 平成27年9月1日から 平成37年8月31日まで | 平成30年3月1日から 平成38年2月14日まで |
| 行使の条件 | 「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当 社取締役会の承認を要する。 | 新株予約権を譲渡するときは、当 社取締役会の承認を要する。 |

9. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の 内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|--|--------------------|----------------------------|-------------|------------------------|----------------------------|
| ㈱電通 代表取締役社長 石井直 資本金 74,609百万円 | 東京都港区東新 橋1-8-1 | 広告業 | 625 | 50,000,000 (80,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名) |
| ドコモ・イノベーションファンド投資 事業組合 業務執行組合員㈱N T T ドコモ・ベン チャーズ 代表取締役社長 中山俊樹 資本金 50百万円 | 東京都港区赤坂 1-12-32 | 投資事業 組合 | 600 | 48,000,000 (80,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名) |

株式②

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の 内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|--|-----------------------------|----------------------------|-------------|-------------------------|-----------------------------|
| みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員みずほキャピタル㈱ 代表取締役社長 齊藤肇 資本金 902百万円 | 東京都千代田区 内幸町1-2-1 | 投資事業 組合 | 500 | 50,000,000 (100,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名) |
| ㈱コーエーテックモキャピタル 代表取締役 襟川陽一 資本金 1百万円 | 神奈川県横浜市 港北区箕輪町1- 23-3 | ベンチャー キャピタル | 200 | 20,000,000 (100,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名) |
| 香川証券㈱ 代表取締役社長 中條博之 資本金 555百万円 | 香川県高松市磨 屋町4-8 | 金融商品 取引業者 | 100 | 10,000,000 (100,000) | 特別利害関係者 等(金融商品取 引業者等) |

株式③

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容 等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|---|-----------------------|----------------------------|-------------|--------------------------|---|
| ㈱産業革新機構 代表取締役社長 勝又幹英 出資金 300,010百万円 | 東京都千代田区 丸の内1-4-1 | 投資事業 | 2,500 | 300,000,000 (120,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名) |
| ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 資本金 6百万円 | 東京都港区新橋 5-4-2-1401 | 不動産賃 貸業 | 833 | 99,960,000 (120,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名)(役員等 により総株主の 過半数が所有さ れている会社) |
| ㈱マイナビ 代表取締役社長 中川信行 資本金 2,102百万円 | 東京都千代田区 一ツ橋1-1-1 | 出版事業 | 416 | 49,920,000 (120,000) | — |
| 電通デジタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員㈱電通デジタル・ホー ルディングス 代表取締役社長 遠谷信幸 資本金 3,050百万円 | 東京都中央区築 地1-13-1 | 投資事業 組合 | 416 | 49,920,000 (120,000) | — |
| 岩手新事業創造ファンド1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員いわぎん事業創造キャ ピタル㈱ 代表取締役社長 稲垣秀悦 資本金 50百万円 | 岩手県盛岡市中 央通1-2-3 | 投資事業 組合 | 125 | 15,000,000 (120,000) | — |
| J A I Cブリッジ2号投資事業有限責 任組合 無限責任組合員J A I C・キャピタ ル・パートナーズ㈱ 代表取締役 細窪政 資本金 10百万円 | 東京都千代田区 神田錦町3-11 | 投資事業 組合 | 125 | 15,000,000 (120,000) | — |
| N B Cエンジェルファンド1号投資事 業組合 無限責任組合員事業創造キャピタル㈱ 代表取締役 永瀬俊彦 資本金 53百万円 | 新潟県新潟市中 央区米山3-1-53 | 投資事業 組合 | 41 | 4,920,000 (120,000) | — |

株式④

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内 容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|--|--------------------|----------------------------|-------------|-------------------------|----------------------------|
| N T Tインベストメント・パートナ ーズファンド投資事業組合 業務執行組合員㈱N T Tドコモ・ベン チャーズ 代表取締役社長 中山俊樹 資本金 50百万円 | 東京都港区赤坂 1-12-32 | 投資事業 組合 | 833 | 99,960,000 (120,000) | 特別利害関係者 等(大株主上位 10名) |

第2回新株予約権 平成27年8月24日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内 容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|-------------------------------------|-----------------------|----------------------------|-------------|--------------------------|---|
| ㈱TSパートナーズ 代表取締役 菅原貴弘 資本金 6百万円 | 東京都港区新橋 5-4-2-1401 | 資産管理 会社 | 1,600 | 192,000,000 (120,000) | 特別利害関係者等(大株主上位 10名)(役員等により総株主の 過半数が所有されている会社) |

第3回新株予約権 平成28年2月15日開催の臨時株主総会決議に基づくストック・オプションの発行

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職 業及び事業 の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と提出会社の関係 |
|----------------|------------|------------------------|-------------|-------------------------|------------------|
| 松林 篤樹 | 東京都港区 | 会社役員 | 200 | 24,000,000 (120,000) | 特別利害関係者等(当社の取締役) |
| 安達 亮介 | 東京都港区 | 会社員 | 55 | 6,600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 紺野 祐樹 | 東京都港区 | 会社役員 | 50 | 6,000,000 (120,000) | 特別利害関係者等(当社の取締役) |
| 羽藤 秀雄 | 東京都港区 | 会社役員 | 50 | 6,000,000 (120,000) | 特別利害関係者等(当社の取締役) |
| 平野 元希 | 東京都港区 | 会社員 | 40 | 4,800,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 五十嵐 洋次 | 東京都西東京市 | 会社員 | 30 | 3,600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 榎戸 裕謙 | 千葉県柏市 | 会社員 | 25 | 3,000,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 五島 魅散 | 東京都港区 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 倉持 武悦 | 東京都港区 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 飯野 隆明 | 神奈川県川崎市幸区 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 齋藤 智寛 | 神奈川県川崎市中原区 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 諸橋 正崇 | 東京都青梅市 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 宮宗 唯 | 東京都千代田区 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 高玉 将 | 福岡県福岡市中央区 | 会社員 | 10 | 1,200,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 石田 和巳 | 埼玉県鴻巣市 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 片岡 宏文 | 兵庫県たつの市 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 木澤 健太郎 | 大阪府寝屋川市 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 木村 光彦 | 東京都足立区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 佐波 和志 | 東京都葛飾区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 城間 紀子 | 東京都港区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 藤田 朱夏 | 東京都中央区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 堀口 幸憲 | 神奈川県川崎市川崎区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 松橋 彩子 | 神奈川県川崎市川崎区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 三好 翔 | 大阪府大阪市中央区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 渡邊 隆 | 東京都荒川区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |
| 渡邊 陽介 | 東京都葛飾区 | 会社員 | 5 | 600,000 (120,000) | 当社従業員 |

(注) 1. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。
2. 退職により従業員1名5株分の権利が喪失しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対 する所有株式数 の割合(%) |
|--|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| 菅原 貴弘 (注) 1、2 | 東京都港区 | 711,600 | 29.41 |
| ㈱TSパートナーズ (注) 2、3 | 東京都港区新橋5-4-2-1401 | 254,200 (160,000) | 10.51 (6.61) |
| ㈱産業革新機構 (注) 2 | 東京都千代田区丸の内1-4-1 | 250,000 | 10.33 |
| 宮前 幸央 (注) 2 | シンガポール国 | 100,000 | 4.13 |
| NTTインベストメント・パートナーズ ファンド投資事業組合 (注) 2 | 東京都港区赤坂1-12-32 | 83,300 | 3.44 |
| 瓜生 健太郎 (注) 2 | 東京都文京区 | 75,900 | 3.14 |
| ㈱電通 (注) 2 | 東京都港区東新橋1-8-1 | 62,500 | 2.58 |
| NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション㈱ (注) 2 | 東京都品川区大崎1-5-1 | 60,000 | 2.48 |
| みずほ成長支援 投資事業有限責任組合 (注) 2 | 東京都千代田区内幸町1-2-1 | 50,000 | 2.07 |
| ㈱アドベンチャー (注) 2 | 東京都港区白金台2-26-10 | 50,000 | 2.07 |
| アントレプレナー投資事業組合 | 東京都港区六本木4-11-4 | 45,600 | 1.88 |
| Hero Holdings ㈱ | 東京都千代田区麹町2-6 | 45,600 | 1.88 |
| 池田 弘 | 新潟県新潟市中央区 | 45,600 | 1.88 |
| 佐護 勝紀 | 東京都港区 | 41,600 | 1.72 |
| 電通デジタル投資事業有限責任組合 | 東京都中央区築地1-13-1 | 41,600 | 1.72 |
| ㈱マイナビ | 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 | 41,600 | 1.72 |
| 松林 篤樹 (注) 4 | 東京都港区 | 40,000 (20,000) | 1.65 (0.83) |
| 小林 稔忠 (注) 2 | 東京都千代田区 | 36,700 | 1.52 |
| ㈱小林 (注) 2 | 東京都千代田区一番町16-3-1201 | 36,200 | 1.50 |
| エルテス社員持株会 | 東京都港区新橋5-14-10 | 20,000 | 0.83 |
| ㈱コーエーテクモキャピタル | 神奈川県横浜市港北区箕輪町1-23-3 | 20,000 | 0.83 |
| 八木 理恵子 | 中華人民共和国香港特別行政区 | 20,000 | 0.83 |
| 松木 悠宣 | 東京都千代田区 | 15,000 | 0.62 |
| 羽藤 秀雄 (注) 4 | 東京都港区 | 15,000 (5,000) | 0.62 (0.21) |
| 江口 夏郎 | 東京都千代田区 | 12,500 | 0.52 |
| J A I Cーブリッジ2号投資事業 有限責任組合 | 東京都千代田区神田錦町3-11 | 12,500 | 0.52 |
| 岩手新事業創造ファンド1号 投資事業有限責任組合 | 岩手県盛岡市中央通1-2-3 | 12,500 | 0.52 |
| 森山 博暢 | 東京都世田谷区 | 12,000 | 0.50 |
| ㈱ターン・アラウンド・マネジメント | 大阪府豊中市緑丘1-4-7 | 12,000 | 0.50 |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|-----------------|------------------|------------------------|-----------------------------|
| 野田 勝憲 | 東京都世田谷区 | 10,000 | 0.41 |
| 木村 純 | 東京都中野区 | 10,000 | 0.41 |
| 飯嶋 庸夫 | 東京都千代田区 | 10,000 | 0.41 |
| 鎌田 正彦 | 東京都港区 | 10,000 | 0.41 |
| 香川証券(株) (注) 5 | 香川県高松市磨屋町4-8 | 10,000 | 0.41 |
| 西江 肇司 | 東京都渋谷区 | 10,000 | 0.41 |
| 紺野 祐樹 (注) 4 | 東京都港区 | 10,000 (5,000) | 0.41 (0.21) |
| 川崎 史顯 | 東京都品川区 | 6,000 | 0.25 |
| 五十嵐 洋次 (注) 7 | 東京都西東京市 | 6,000 (3,000) | 0.25 (0.12) |
| 安達 亮介 (注) 7 | 東京都港区 | 5,500 (5,500) | 0.23 (0.23) |
| 高橋 宜治 (注) 6 | 埼玉県さいたま市浦和区 | 5,000 | 0.21 |
| 本橋 広行 (注) 6 | 埼玉県戸田市 | 5,000 | 0.21 |
| (株)ぱど | 東京都品川区上大崎2-13-17 | 5,000 | 0.21 |
| 寒川 良作 | 東京都港区 | 5,000 | 0.21 |
| 山本 邦彦 | 新潟県胎内市 | 5,000 | 0.21 |
| 倉橋 泰 | 東京都品川区 | 5,000 | 0.21 |
| 七海 秀之 | 埼玉県朝霞市 | 5,000 | 0.21 |
| ブルーストーンキャピタル(株) | 東京都港区海岸1-2-3 | 5,000 | 0.21 |
| 菅下 清廣 | 神奈川県横浜市青葉区 | 5,000 | 0.21 |
| 横田 誠 | 埼玉県さいたま市南区 | 5,000 | 0.21 |
| 清水 剛 | 東京都目黒区 | 5,000 | 0.21 |
| 奥山 成美 (注) 6 | 東京都墨田区 | 5,000 | 0.21 |
| 清水 秀雄 | 新潟県新潟市西区 | 5,000 | 0.21 |
| 水野 雄太 | 東京都千代田区 | 5,000 | 0.21 |
| その他 (30名) | | 38,600 (19,500) | 1.60 (0.81) |
| 計 | — | 2,419,600 (218,000) | 100.00 (9.01) |

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
5. 特別利害関係者等 (金融商品取引業者等)
6. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
7. 当社の従業員
8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. 平成28年7月6日開催の取締役会決議により、平成28年7月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月5日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三優監査法人

| | | | | | | |
|----------------|-------|---|---|---|---|---|
| 代表社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 杉 | 田 | 純 | Ⓔ | |
| 代表社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岩 | 田 | 亘 | 人 | Ⓔ |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 抜 | 水 | 信 | 博 | Ⓔ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エルテスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルテスの平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月5日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三優監査法人

| | | | | | | |
|----------------|-------|---|---|---|---|---|
| 代表社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 杉 | 田 | 純 | Ⓔ | |
| 代表社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岩 | 田 | 亘 | 人 | Ⓔ |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 抜 | 水 | 信 | 博 | Ⓔ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エルテスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルテスの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月5日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 抜 水 信 博 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エルテスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第6期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エルテスの平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

